

第十九回 参議院農林委員会會議録第四十二号

昭和二十九年五月二十五日(火曜日)午
前十一時二十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
森田 豊壽君

委員

川口爲之助君
佐藤清一郎君
関根 久藏君
横川 信夫君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
江田 三郎君
河合 義一君
清澤 俊英君
松永 義雄君
松浦 定義君
鈴木 一君
鈴木 強平君
川俣 清音君

衆議院議員

政府委員

農林省畜産局長 大坪 藤市君
農林省畜産局 常任委員 安楽城敏男君
農林省畜産局 常任委員 倉田 吉雄君
農林省畜産局 常任委員 倉田 吉雄君

農林省畜産局長 大坪 藤市君
農林省畜産局 常任委員 安楽城敏男君
農林省畜産局 常任委員 倉田 吉雄君
農林省畜産局 常任委員 倉田 吉雄君

○酪農振興法案(内閣提出、衆議院送
本日、本日の會議に付した事件

第九部

農林委員会會議録第四十二号

昭和二十九年五月二十五日【参議院】

付)
○参考人の出頭に関する件

○委員長(片柳眞吉君) それでは、只
今から農林委員会を開会いたします。
本日は、先ず酪農振興法案を議題と
いたしまして、昨日は農林大臣に対し
て絶括的な質問を行なつたのでありま
すが、なお御質疑を願いたいと思いま
す。

○北勝太郎君 この法案は酪農振興
か、乳業振興かという昨日の江田委員
の疑問が出されておるのであります
が、私は乳業と酪農というものは不離
一体のものである。こういう工合に考
えるのであります。酪農の振興即ち乳
業の振興である。こういう工合に考
えておるのであります。これは酪農の
精神であるデンマークの例を考えて見
ましても、実はそれが理想体系だと、
こういう工合に思われるのでありま
す。そこでこれは是非一つ農民の資本
で、或いは農民の発言権或いは農民の
意思というような経営がされるべきで
あつて、そうでなければ酪農経営とい
うものを安定させる方法ではないと考
えておるのであります。営利資本に
ばかり隷屬させるといふことは、私は
酪農振興に非常に危険があるというふ
うに思つておるのであります。営利資
本は名前の通り、儲けるのが本意であ
つて、農業の合理的発達、こういうこ
とは本意でないというやうな關係か
ら、私はかく申すのであります。そこ
で本法案の根本理念にそうした考えが

入つておるのかおらないのか。どうも
法案を見ますと、この乳業というもの
は酪農家とは離れた経営の下におるか
の点と、営利経営に一任するかのこ
とを考へて入つておるやうに思われ
て政府の考へ方はどうかであるか。こ
れを承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) 本法に關連
いたしまして、酪農振興か、或いは本
法は逆に乳業の振興を目的としてい
るのじやないかというやうな御意見が
あります。私もどうも思ひました。こ
れは、勿論本法の最大の眼目としたし
ては、酪農の振興であるというこ
と、これは申上げるまでもないと思
うのであります。農業の経営と一体をな
しました酪農こそ、我が国の将来の酪
農のあり方ではないかと思つたのであ
ります。只今御指圖がありましたやう
に、オランダでございましたか、デン
マークでありましたか、そういう歐洲
各国におきましては、酪農そのもの
と、製品といふゆる乳業というものが
、協同組合系統機關によつて縦にう
まく合理的に結び付いておる場合が非
常に多いのであります。日本におき
ましては、酪農と、それからそれに伴
う乳業というものが多くの場合歐洲各
國のやうな、いわゆる農業協同組合系
統による乳業というものが割合に少
いのであります。その点甚だ我々とい
たしまして遺憾といたしておる次第
であります。理想としましては、酪
農を基盤にいたしまして、その基盤

上に立つ乳業というものが是非必要で
はないかと、かように存するのであり
ます。ただ只今までの發展過程及び日
本の現在の事情といたしましては、歐
洲に多く見られるやうな、合理的な形
態になつていないという点は遺憾であ
ります。その点につきましては、で
きるだけそういうやうな農民の本當の
自覺と申しますか、或いは努力と申し
ますか、それらによりまして、できる
だけ協同組合的な組織による乳業の發
展というものに努力いたしたいと、か
ように存するのであります。

○北勝太郎君 酪農民の乳業経営とい
うことが理想であるとするならば、こ
の法案において農民の乳業に対して進
出す用意がどこにあるか、あの法案
の中で、そういうやうな用意があるか
ないかという点について伺ひたい。

○政府委員(大坪藤市君) それらにつ
きましては、特にどこにそういうやう
な意識と申しますか、特別措置があ
るかという点につきましては、規定の
形式上、表面上はそういうやうな規定
は特にならぬのであります。例えて
申しますれば、いわゆる集約酪農地域
に設定いたしました土地の具体的な酪
農振興計画、この地域におきまして乳
牛の飼育頭数の増加その他いろいろ
關係の施設關係を計画の場合にいろ
いろ論議いたしたのでございますが、そ
の場合に、この点につきましては衆議
院のほうにおきまして、その点を特
に御考慮になりまして御修正を煩わし
たのであります。できるだけ生産

者のいわゆる立場というものを強くそ
の点に反映させまして、若し生産者側
のほうにそういう力があり、又それ
う意思があるということになります
れば、生産者の集約計画、共同組織に
よります集約計画は勿論といたしま
して、それに伴うそれに更に附加え
た乳業計画というものでございませ
んか、その場合に反映させるやうに、か
ように存するのであります。なお地方長官
の承認の場合におきまして、その点
につきましてはできるだけ酪農の基
本は飽くまで農民の経営安定と申し
ます。か、農民の地位を強固にするとい
うことが終局的な目的であります。こ
の点につきまして、計画の場合或
いは実行の場合でございませう。こ
うな方面に持つて行くやうに、私も
いたしまして希望をいたし、又法律
の大体の考へをいたしまして、或
いは衆議院における修正の経過から考
へましても、そういうやうな点につ
きましては、強く全体の法律の考へ方
として、織込まれると、かように申
上げて差支えないのじやないかと考
えております。

○北勝太郎君 衆議院の修正でありま
すが、その修正の中に第三條二項の第
三に生乳の生産者の共同集約組織の
整備、こういう工合に書いてあるの
であります。生乳の集約までは、こ
れは生産者がやるものというこ
とははつきりしておるやうで
あります。そこでこの
現在の乳牛の構成であります。集
約費まで製造方面で引受けて持つて

行くのであります。集乳費は生産費の費用でやるといふような今の乳価の決定じやない。そうなりますと、乳価の決定の場合に、集乳の費用或いは集乳に關するいろんな落等が起るとか何とかいふ問題は、これは生産者の乳価から差引かれることになる。いわゆる牛乳代が安くなることになる、こう思うのであります、この点につきましてどうも腑に落ちないのであります。わざわざ牛乳を安くするような方法に持つて行くということは、これは考えられないことだと思つてありますが、今までの慣行等に生乳の集乳というほうは、これは工場側に持たすべきではないか、こう思われるのであります、この修正についてどうも衆議院が修正したのですけれども、政府がこれを承認しておられないようでありますから、その内容を承つてみたい。

○政府委員(大坪藤市君) 衆議院におきます修正の考え方といたしましては、少くとも集乳事業という言葉がいろいろ論議の対象になったのでありますが、集荷工程と申しますか、或いは農民の共同販売と申しますか、共同出荷と申しますか、その販売工程は、少くとも農民の組織しております協同組合によつてやるのが当然であつて、最小限度その点まではやらなければならぬ。乳業自体につきましては、いろいろ資本の問題なり、技術の問題なり、又地方における乳牛飼育頭数の問題なりに関連して問題がありますが、少くとも集乳工程までは生産者の団体においてやるべきであるという考え方の下に、特に御修正に相成つたのであります。その場合におきまして、いわゆる価格構成というものはどうなるか

情を考慮いたしまして決定いたしました
と、かように考えております。

場合におきましては、多くの場合に、運賃につきましては、或いは生産者持ちという場合もあるようであり、又会社持ちという所もあるようであります。これらの点につきましては、いろいろ地方の実情なり、或いは価格構成の弾じき方と申しますか、出し方によつていろいろ違ふと思いますが、乳価そのものが合理的であるということに相成りますれば、本来は共同出荷でありますから、その運賃相当額というのは乳価そのものに、プラスと申しますか、当然それを構成いたしました価格といたしまして、従つて運賃につきましては、生産者側が出すということのほうがはつきりしているのじやないかと思つてあります。地方によりまして沿革的にいろいろ事情があるようでありますが、それらの点がいろいろ、あいまいと申しますか、悪く言えば、からくりと申上げたほうがいいほどの、場合によりましては、そういうような事情もあるように見受けられる所もあるようであります。その点につきましては、はつきりいたしまして、例えば集乳所なり或いは工場までは生産者側が持つ、従つてその場合の乳価というものを適当な価格ではつきりきめてわかるほうが、具体的場合に紛争の処理のしようがいいのじやないか、かように考えているのであります。併しながら、そういうことも、いろいろ地方々々によつて違ふと思ひますので、一律にどうしななければならぬということとは言いかねますが、模範文書契約等におきましては、それらの点につきましては、一つできるだけ各般の事

○北勝太郎君。この輸送機械の非常に発達して来た今日においては、組織が大きければ大きいほど輸送費がかからないし、牛乳の傷みが少ないと思うのであります。例えば外国においては、四十石以上を一回に運ぶトラクターができておるといふ話です。そういう工合で組織が大きくなるほど集乳費が非常に少くなつて来る、又遠距離まで運ぶことができる。例えばタンクにはクーラーみたいなものがついておつて、タンクの中の温度はいつも下げてあるから、どの牛乳を混ぜても差支えないといふような方法がとられておるといふ話を聞くのであります。日本のように、どうしても牛乳罐一本ずつどうでも持つて行かなければならないといふことは、これは大した容積がかかるのであります。それがために牛乳をたくさん運べないといふようなことになります。従つて私は集乳事業というものは組織が大きいほどいいので、工場の一部にしたいほうがいいと思う。そして工場がそういう進んだ輸送機械を以て遠距離まで運んで行く、又牛乳を一々罐で運ばないで、所々に皆集めて、検査をして受入れるという方法で行きますならば、それで非常に経済に行くのだ。これは集乳事業は工場側でやらすべきものだといふ考えを持つておるのであります。その点についてどういうお考えを持つておられるか。

○政府委員(大坪康市君)。その点に、只今の御意見の点につきましては、いわゆる何と申しまするか、協同組合として、農民の協同組合で、少くとも共同出荷という体制は確立しなければなら

考えるわけにあります。

○北勝太郎君 現在の牛乳の受入れ方は、所によつて違ふかも知れませんが、庭先で受取つておる、言換へると、自分のところの道路の入口に牛乳罐を出しておいて、それを持つて行くというのが普通なのです。そこで工場がちやんと工場の費用でやつておるのであります、そういう実情と合わないのじやないですか。

○政府委員(大坪藤市君)　そういうような地方もございまするし、協同組合で農民が部落々々に小さく集めましたものを、一定の工場なり或いは大きなプラント工場と申しまするか、集乳工場に持つて行くというような例もあるわけであります。内地におきましては特にそれが多いようでありますが、北海道等におきましては、只今の御意見のように、相当その点についてのシステムが、長い間のうちにでき上つていいると思ひますので、これは一律にどういふ形態をとらなければいかんという点を割切るわけには行かんと思ひます。が、余りにその地方の実情を無視しない限度におきまして、考え方というものと實際の問題との調和を図つて参りたいと、かように考えております。

○北勝太郎君　この協同組合その他の農民資本によつて生乳事業をやるのが理想だとするならば、政府はこれが育成についてどういふ工合にお考えになつておるか。今仮に集約酪農地帯を作る場合に、会社にするやうすか、それから協同組合その他の方法で農民資本でやるかということになりますと、最初会社にやらしてしまひますと、もうその酪農家はいわゆるその工場の隷屬機関になつてしまふ。新たに地主と小

作のような関係ができて、いろいろな紛争が絶えないと思うのであります。そこでどうしても一つ理想として、政府は協同組合等の農民資本でやらすとするならば、これが育成させる方法、及酪農の起る最初からそういう方針で進まざるやならんものじやないか。最初に先ずやらしてしまつてそれから農民の資本が進出するといふのは随分無駄が多いことじやないかと思ひます。そういう点についてどうお考えになつておりますか。

○政府委員(大坪藤市君) 只今御指摘

の点は、實際ぶつかりました場合に非常に困難な問題を相当含んで参るだらうと思ふのであります。先ほど申し上げましたように、私もどなたも申し上げたように、酪農といふものが基礎になるといふ考え方でござりますので、飽くまで農業協同組合組織と申しますか、農民の共同の力による共同の処理事業、乳業といふものを理想として参りました、かように考えるわけでございますが、資金の点或いは技術の点、又それに伴ひまする製品販売組織の点、これらの点につきましても、一概にそういうような形を實際問題として実行して参ることが困難ではなからうか、こういうふうにお思ひの場合は非常に多いのであります。併しながら、考え方の一つは、できるだけ酪農民の力というものを強く反映させたいという考え方でありますので、その点につきましても、例えば、会社組織をとるといたしましても、できるだけ農民の資本の力というものを多くそこに作用させる。併しながら、欠けております点で、全国的な販売網或いは技術の点等もありまますので、これらの点につきま

しては、それ／＼関係の方面の援助を得てそこに協力させる、こういうような形態を一応とつて行かざるを得ないのじやないか。全国一律に、私もその言うように理想の形ができるころはもう支障ないと思ひます。又それが一番望ましいわけでありまます。そこでも参らん段階におきましては、資本の点等におきまして、できるだけ農民の力を参加させ、足りない点は別の方面の協力をそこに加える、こういうことをやつて行かなくちや仕方がないと考へるのであります。

○北勝太郎君 農民資本等でやるものに対しては育成をしなければならぬという事は、政府はお考えのようでありまます。今言うように、いろいろな事情から一概にはできません、これは無理からんことだと思ひますが、然らばすでにやつておるところに対してはどういう方針でやるか。例えば、今北海道では、いわゆる酪農資本でやつていゝ、雪印とか、クロバーとかあるのがあります。こういうものに対してどういう方針で行かれるか。徒らに営利資本本位のことは考へて、そうしてそういうようなものに対して折角でき上つて来て、而も雪印といひ、クロバーといひ、実は販売、宣伝その他の面について、もう農民として随分高い程度の乳製品の処理、販売までやつておるのでありますが、そういうものに対してどういふような育成をされるつもりかという点をお伺ひしてみたいと思ひます。ただ、ここで私が申し上げておきたいのは、非常に誤解があるのですが、雪印或いはクロバーというのは会社の名前になつておりますのは、恐らく営利資本の会社だと考へら

れる場合が多いかも知れないと思ひます。国会なんかでも随分間違つた考え方をしておるのがあるように思ふのであります。それは会社という名前だからでありまます。あれは実は会社といふが、本當の農民資本でやつておるのであつて、いろいろな工程がありまますけれども、戦争前までは製酪協同組合であつた。戦争中に企業合同で全部合はせられて、北海道は一本でやれといふわけ、明治或いは森永といふものを皆引つ込めさせてしまつた、こういうような関係になつておりますが、併し一遍に農民で資本を負担することができんものだから、漸次引上げるといふことで、そうして明治、森永の株も一時入つておつたことは事実なんです。併し終戦後明治、森永の株は全部一切これは引上げてしまつたのであります。そこで今ではここにも表に出ていますように、直接の生産者である牛飼ひの農民は半分ばかり、それからその従業員が、雪印とか、それから酪農協同組合或いは協同組合連合会がこれの株を持つてゐるのが大部分、そのほかに中央金庫の金が入つておるといふわけでありま

す。実は直接生産者ではないが、農業協同組合が持つておる、協同組合連合会が持つておるといふような形なのです。そこで私は純然たる農民資本だと言ひたい。一割ぐらゐ募集した株の金が入つておられますけれども、漸次買戻す方針でやつておられますので、遠からずこれは全部農民資本になる。それから又会社の経営に當つております役員等も、これは全部生産者農民がこれに當つておる、こういうような状況なのであります。純然たる農民資本だと言つていいと思ふ。この純然た

る農民資本のものに對しまして、少しも政府が関心を持たん。現在のような状況になつておるのに少しも政府は関心を持つておらんように思われるのであります。私は非常に残念に思つておるのです。そこで全部は一遍に、一律にできんけれども、そういうような、せめては農民資本で漸く全部の販路までやつておるといふようなものに對しては、これが潰れるようなことをしちやいかん、こう思ふのであります。それが、それに対して政府はどういう考へ方で、今のような火花を散らすような営業者に競争をさせておくのか。突

際は或る程度の競争はいいと思ひますけれども、今のような行き方をして行きますと、やがて農民に全部かぶさつて来る。農民は知らんものだから、今日はどこそここの会社は一回高い、今日は五円高いといつて高いほうにばかり売つてしまつて、そうして丁度猿芝居に「いも」を投げつけられたやうな形で農民が今くだけて行きつゝある、こういうやうな場合に、これは政府として何か考へて手を打たざるやならんと思ふのです。農民資本で折角酪農を振興させざるやならんといふ考へを持つておるが、それをそのままにして置いて、そうして営利業者に一部農民資本の頭を叩かしてしまふといふ行き方をさすべきものじやないと思ひます。この点に對して酪農振興をするに當つて政府の考へ方の基本方針を承わつておきたい。

○政府委員(大坪藤市君) 只今の御意見であります。北海道は御承知のように酪農の先進地でもあります。又北海道にはそういう関係でいろいろ特殊な事情があるやうであります。御意見のように雪印にいたしましても、北海道バターにいたしましても、資本構成なり或いは経営なりが相当内地と異つておりまして、且つは又会社という名前を持つてはおりまして、實質といひましては協同組合組織に全く近いやうなシステムでもあるやうであります。その点につきましてもは内地の理論を以て直ちに北海道に適用するといふ点につきましても、これに具體的の場合にはいろいろ問題があるのじやなからうかと思ふのであります。私もどなたも申し上げても、いろいろと競争のための競争と申しますか、不合理な競争或いは長続きのしない不当競争といふものにつきましても、そういうやうなことは結局は乳業といふものを没落させ、延びてはそれが農民に非常に迷惑になるやうなやうなことは、各地に今まで発生したことでありまますので、そういうやうなことをないやうに措置をいたしたいと思ふのであります。本法におきましては、特に集約酪農地域につきましても、そういうやうな観点から不合理なる競争と申しますか、そういうものを或る程度是正ができますやうに措置をとるやうな立法をお願いいたしておるのであります。この点につきましても、集約酪農地域のみに限定せず、一般にそういうやうな不当な、いわゆる長続きのしない一時的に農民を釣るやうな競争といふものは、行政的な措置といたしましてもないやうにいたしたいと思ひます。

○北勝太郎君 北海道では、今盛んに営利資本と農業資本との間に火花を散らした争鬭をやつてゐることは、先ほど申し上げた通りであります。牛乳

の一番盛んに需要される時期において、東京附近の千葉の話を聞いても、もう営利業者のほうでは生産者の乳代を下げたという話を聞くのです。而もその乳価は北海道の今競争しているところと大差がないような乳価でやつておる。こういうことは常態だとお考えであるかどうか、私はこれは正常な行き方ではないという工合に考えているのです。そこでその点について、常態だと考えておられるのか、今北海道において乳価が高いのは或いは常態でない、今農民組織を頭を上げさせないよう、潰すためにやつておるものか、どういふように側面されておられますか。

○政府委員(大坪康市君) いわゆる一時的な乳価の高い現象であるか、或いは経常的な、いわゆる合理的な乳価であるかという点につきましては、これは各地の事情なり、或いはその土地の経済的な全般的な事情と関連いたしました、甚だ判断しにくい問題ではないかと思つておりますが、少くとも酪農と、それに伴います乳業、いわゆる酪農業と申しますのは、一年間或いは数年間を通じて、常時毎日々々取引をし、従つて価格というものが一時的な現象で或るときは高く、或るときは低いというような現象、而もそれが特殊の別の目的に左右されるということとは、酪農の振興のために有害なことではないかと思つております。そういう観点からいまして、酪農業と乳業というのには御意見の通り唇齒輔車の関係にある、かように考えられるのであります。従つてその経済的な組織というものも、全く両者が一心同体の組織になつておることが理想的であると

思つております。若しそれが相反した利害関係になつてゐる場合には、どうしても只今のような現象を起すようなことが、場合によつては避けられないのであります。その点につきましまして、日本の今までのいふ／＼ないきさつからいまして、必ずしも合理的に行つていない。北海道等につきましまして、その点が或る程度うまく行つておつたのであります。特に東京周辺につきましまして、そのような現象があるようでありまして、ただ具体的の場合に、どこ／＼の乳価が特異的な現象であつたかという点につきましては、これは一々の場合にいろいろ／＼な状態をよく調査してからでないかと判断が付かない、かような問題になるのじやないか、ただ東京都の周辺におきましては、そういう不当な競争というものが一時行われて、それが或る程度復元作用を来たしておるといふような事態も二、三見受けられるようであります。

○北勝太郎君 局長さんは東京におられるから、東京のことしか御存じないやうで、東京附近だけが特別に乳が下つて来ているというお話のようでありまして、東京附近では乳代は今の市乳の値段からいふと高過ぎる、実際高過ぎると私は思つておる。あんなにたくさんさんの費用をとらなくても、生産者に返していいはずだと思つてゐるくらいですが、私は生産者の一員、北海道の一生産者ですから、北海道の乳が少しも高いほうがいい、毎日一石二、三斗ずつの乳を私は出しているのです、もう一日々々随分大きな響きが来るのです。従つて一円でも高いほうがいいのでありますけれども、併しなが

ら、酪農の経営は豚飼いや牛飼と違ふのであります。一時の景気でこの事業を大きくしたり、小さくしたりすることではいけない、そうなりますと大変なのであります。これは永久計画でなければならぬ、それにはやはり正常な価格でなければならぬ。この私どもも考えておる。従つて正常な価格で、又消費者に對しても安い価格で売つて、外国品とは對抗はできません。合理化した方法で消費者に供給するといふことが、生産者の我々の義務だと考えておる。そういうような意味からしまして、この乳価が正常な値段でなくて、ただ一時高いといふことは考えものだ。殊に北海道において聞くとこゝろによりまして、一升七十九円で買つてゐるところもある。こういうようなことは、果して正常な価格と考えられるかどうか。さつき言ふような農民資本の頭を押さえるために、特段なことをやつておるといふ工合にお考えにならんかといふことです。而も東京附近は市乳では非常に儲かる。農家から安く買つて売るのであるから儲かる。そういうことは資本の力を以て、そういう市乳を売らん地帯の乳製品の会社等に対して頭をしつかり押さえる、こういう行き方としか私は見ない。そこで北海道の乳価が正常な価格とお考えになるかどうか、酪農の発達をさせるために、これは正常な価格で、これだけで行くべき方法かどうか。私はさつきも言う通り、少しも高いほうがいいのであります。併し正常な行き方ではないからならぬ。長続きするものでなければならぬ。そうでないと俄かに牛舎を

作つたり、高い牛を買つたりして借金をたくさんした、その借金がたたくさんになつた頃に、乳価が下る。一方征服してしまへば、営利業者は必ず乳価を下げて今までの赤字は返却するようにするのが当然のことなものであります。これは酪農の発達の上に非常に危険だといふ工合に考えておるのであります。政府は、いやそうでない。北海道はあれで正常な価格だ。だからあれだけ払ふべきものだ。又ああいうような競争をどこまでもさすべきだといふふうにお考えになるかどうか。私はどうしても、これは合理的なものでないと思つておる。その点について伺ひたい。

○政府委員(大坪康市君) 酪農業が永久計画であり、従つて乳価も正常価格であり、長続きのする価格でなければならぬといふことは全く御意見の通りだと思つております。一時的に非常に突飛的な高い値段、これは御意見の通り正常価格ではないと思つております。まして、飽くまで生産コストと申しますか、生産費に償ふような、経費に償ふような価格でなければならぬといふことは当然であると思つております。その意味におきまして特殊な目的のために一時的に不当な価格で取引するといふことは、これは酪農業の永久的な立場からいまして、これは、これは好ましい現象ではない、かように申上げて差支えないのじやないか、かように思つております。

○北勝太郎君 果してそうだとするならば、これは私ははかのことだけ言ふのじやないですが、今度は集約酪農地帯のことや、或いは酪農振興法から考

えて、どうしても農民資本から最初からやらす必要がある。そうすると、最初からそういうふうに出た場合において、途中で幾たびか営利商人に叩かれる危険があるのであります。その場合に政府が何かこれに對して一つ防ぐ方法を講じない限り、これは農民資本による乳業の発達といふか、これが阻害されてしまふものである、こういう工合に考えるのであります。従つて内地のほうにおける乳業についても、努めてこの農民資本による行き方をすべきものであると、こういう工合に考えておる。先ほど技術の面において、資本の面においてと言われたのであります。その面において国家が食糧事情の關係から、こういうような酪農を振興する立場からして、或いは政府融資をするとか、或いは技術援助をする、技術もそうむずかしいものでないものであります。これはまあ北海道で今までやつた経験から言つても、直ちに私にはできる問題だと思つて。そこで最初からそういう方針で臨まれることがいいのではなからうか、そうでなければ、今言ふようなこういう危険性があつて、折角政府が酪農振興と言つてゐるけれども、農民が頭を上げそうになつたら叩くという手にかかつておる、而もその叩かれるのが農民に直接有利なものですから、自分の資本を食つてゐることを考えないで、猿芝居にいろを授け付けるような恰好になつてしまつて、こういう工合に考える。そこで基本的に政府の方針がそこへ来なければならぬ。何も営利業者だからと言つて、営利資本だけでやらす必要はないのであります。国家資本等をつぎ込んでやらすことがいいんじゃないやなからう

か。折角酪農振興法をやる以上は、私はそういう方面にまで考えて行くべきじゃないか。そうしてさつき言う集乳の問題等についても、進んだよい機械で運搬させて、今のよう不合理な行き方をさせないようにしては、消費者に対して安い合理的な牛乳代で供給することはできなくなる。こう思うのであります。政府が基本的なそういう考えを持っておられるかどうか、徒らに営利業者の手先になるような法の運用では、私はこれでもいいかも知れませんが、その運用について、政府はこういう基本的方針だということを農民にはつきりさせるのではありません、農民はどうか、酪農振興の手に乗って来ない。こう思うのであります。その点について……

○政府委員(大坪藤市君) 只今御意見の通り、これは何も酪農だけに限った問題でないと思うのであります。農業協同組合等の農民の団体による加工工程或いは販売工程等におきまして、一時的な利を以て、資本的な力が作用して、農業協同組合系統のやつておりますことにつきまして、いわゆる切崩しをやるというような現象は、これは酪農だけじゃなく、ほかにも相当各般の農産物の販売工程等において見られる現象だと思っておりますが、酪農の場合におきましては、特にその辺が強く作用するのではないかと、思うのであります。その点につきましては私もどうもいたしまして、先ほども申し上げました通り、理想的形態といたしまして、農業協同組合等の系統組織による販売或いは処理工程をできるだけ強力に進めて参りたい。かように理想としては考えておるのでございます。その

ために若し可能なことであれば、資金の面等につきましては、或いは農林金融公庫等の財政資金というものをできるだけ多額に投資いたしましてやつて参りたいと、かように考えているのであります。ただ地方によりましては、そういう力が盛上らないような地方も場所によつてはあり得ると思うのであります。できるだけそういうようなところにおきまして、農民の力による処理加工過程というものについて私どもとしては努力して参りたい、かように考えるわけであります。

○上林忠次君 僕は素人で、考えておりますことは丁度今、北さんがおっしゃつて殆んどどうも漏たされておると思ひますが、実は先般千葉へ行つたんです。あ、これは先般北海道と比べ、ああいうような辺鄙な地帯でこのバターを造つて、それで販売しているという地帯に比べてあれだけの生で売れる。而も市内に近いああいふような地方の便益のあるところ、あれだけの乳価で売られていゝのは安いのじゃないか。結局これはこの乳牛会社の手先になつていゝと申しますか、乳牛会社が、ここで儲けていゝ。もつと高く買つてやつたらしいものを、安く買つてここで利益をあげて、ほかの地帯においてやつていゝ自分の事業をブル計算と申しますか、安全に経営をしていゝのじゃないかという感じがしたのであります。なせもつとそれじや高くするやうに、若し会社が安くしか買わないなら、我々の資本で、業者の資本で一つ経営したらいいのじゃないかというのを言うのであります。

すが、なか／＼それができない。市乳は、集荷にしましても、ああいふようなあすこに頭こに頭というやうに飼養しておりますやうな地帯では集めるのにむずかしい、又これを配給するのむずかしい、そういうやうな考へではなか／＼できないというやうなところで、その弱点をつかまえて会社が頭を叩いていゝのじゃないか。全国のシテイ・ミルクとそれから乳製品原料のミルクの値段の状況を見ましても、大体一升五十円から六十円の間、少しはシテイ・ミルクのほうが高いのですが、余り差がないのじゃないか。もつと高く買つてやつたらしいのじゃないか、それじや自分の力でやつて行かうと言つても、先ほど申しますやうなことで、集乳或いは配乳ができないというやうなことで、そういうやうなことで弱点があるのだ、結局全国を股にかけていゝ会社におきましては、この生の乳の地帯で儲けて、それで以て乳製品を製造する地帯で割高で会社でうまく経営していゝのじゃないか。とてもこれに太刀打ちできない、業者の資本としては太刀打ちができない。それがために北海道では相当大きな競争をやつていゝのじゃないか。この際酪農省としては、こういうやうなシテイ・ミルクの地域をもう少し発展させる手を打たなくちやいかんじやないか、私さういふやうなことを痛感したのであります。まあこの酪農地帯をやられましても、現在のところでは最も効果のあるああいふやうな草地の多いところを地帯に選んでおられますが、現在のシテイ・ミルクが相当売れるのじゃないか、まだ足らんのではないか、先ずそこらに相

当力を入れなくちやいかんじやないか。而もそれらの地域の業者の資本でやつて行けるやうな会社を作るなり、或いは融資するなり、目先の問題はさういふところに手を加えるべきじゃないか。現在、農林省で考へておられるやうな計画で行きますと、結局、生乳の地帯がうんとせられて、北海道地帯、或いは山岳地帯はこれで一時潤うが、将来どうなるか、全国の地域を股にかけた会社、市乳と原料ミルクとブルしたやうな経営をやつておる会社に対して、先ほどから言われておるやうに、利益を与えるのじゃないか。而もいい条件で現在競争させるやうなことになるのじゃないかという気がするのであります。今のやり方で行くなら、結局酪農資本を抑える酪農奨励になるのじゃないかという気がするのですが、先ほどもちよつと北さんの質問に対して、ほうつとした感じのお答えを聞いておりますが、もう少し農林省が、この際もつとシテイ・ミルク区域に力を入れなければならぬのじゃないかという点に對しまして、突込んだ御返答を願ひたい。

○政府委員(大坪藤市君) 市乳地帯の問題であります。この酪農振興法によりまする集約酪農地帯につきましては、これは決して市乳地帯を除外してゐる意味じやないものであります。本法の狙いといつたしておりますのは、飽くまで購入飼料というものに頼ることなしに、自給飼料を以て酪農を営んで行かう、こういう根本的な考え方、に思はれておる集約的な地域を中心といたしまして、そこに只今いろいろあそここに頭、こに頭というやう

なお話がありました。そういうやうなことなしに、全体として飼料資源に恵まれておる地域を中心といたしまして、その地域に酪農を集中的に導入いたしましてコストを下げて行かう、従つてその地域が、いわゆる山間地帯も勿論ありますが、都市近郊等におきましても、いわゆる飼料資源に恵まれておる畑作地帯におきましては、これは当然市乳を一つの目的といたしまして集約酪農地帯を設定するということを前提にいたしておるのであります。なお只今お話のように、農民的な組織と申しますか、酪農民がいわゆる商業的な資本というものに操作をされるというやうな点もありますので、集約酪農地帯のみならず、東京、大阪等の大都市消費地帯におきましては、できるだけ農民の組織を強固にするというやうな考え方から、生産者の組織等につきましても、密り／＼その組織方につきまして考究をいたしておるわけであります。

○上林忠次君 大体現在どう考えられますか。又市乳が不足しておるんじゃないか、先ずバターを造る原料乳の獲得よりも、市乳をもつと発展させなければならぬのじゃないかと思つておられますか。それからもう一つは、先ほど申しましたやうに市乳の値段が安いじやないか、ああいふやうな都会の近くで得られる乳の、まあ運搬費にしましても配給費にしましても案外安く付くはずであります。それが案外高く買われているという点であります。この点をどういう工合に考へておられま

なお話がありました。そういうやうなことなしに、全体として飼料資源に恵まれておる地域を中心といたしまして、その地域に酪農を集中的に導入いたしましてコストを下げて行かう、従つてその地域が、いわゆる山間地帯も勿論ありますが、都市近郊等におきましても、いわゆる飼料資源に恵まれておる畑作地帯におきましては、これは当然市乳を一つの目的といたしまして集約酪農地帯を設定するということを前提にいたしておるのであります。なお只今お話のように、農民的な組織と申しますか、酪農民がいわゆる商業的な資本というものに操作をされるというやうな点もありますので、集約酪農地帯のみならず、東京、大阪等の大都市消費地帯におきましては、できるだけ農民の組織を強固にするというやうな考え方から、生産者の組織等につきましても、密り／＼その組織方につきまして考究をいたしておるわけであります。

なお話がありました。そういうやうなことなしに、全体として飼料資源に恵まれておる地域を中心といたしまして、その地域に酪農を集中的に導入いたしましてコストを下げて行かう、従つてその地域が、いわゆる山間地帯も勿論ありますが、都市近郊等におきましても、いわゆる飼料資源に恵まれておる畑作地帯におきましては、これは当然市乳を一つの目的といたしまして集約酪農地帯を設定するということを前提にいたしておるのであります。なお只今お話のように、農民的な組織と申しますか、酪農民がいわゆる商業的な資本というものに操作をされるというやうな点もありますので、集約酪農地帯のみならず、東京、大阪等の大都市消費地帯におきましては、できるだけ農民の組織を強固にするというやうな考え方から、生産者の組織等につきましても、密り／＼その組織方につきまして考究をいたしておるわけであります。

なお話がありました。そういうやうなことなしに、全体として飼料資源に恵まれておる地域を中心といたしまして、その地域に酪農を集中的に導入いたしましてコストを下げて行かう、従つてその地域が、いわゆる山間地帯も勿論ありますが、都市近郊等におきましても、いわゆる飼料資源に恵まれておる畑作地帯におきましては、これは当然市乳を一つの目的といたしまして集約酪農地帯を設定するということを前提にいたしておるのであります。なお只今お話のように、農民的な組織と申しますか、酪農民がいわゆる商業的な資本というものに操作をされるというやうな点もありますので、集約酪農地帯のみならず、東京、大阪等の大都市消費地帯におきましては、できるだけ農民の組織を強固にするというやうな考え方から、生産者の組織等につきましても、密り／＼その組織方につきまして考究をいたしておるわけであります。

なお話がありました。そういうやうなことなしに、全体として飼料資源に恵まれておる地域を中心といたしまして、その地域に酪農を集中的に導入いたしましてコストを下げて行かう、従つてその地域が、いわゆる山間地帯も勿論ありますが、都市近郊等におきましても、いわゆる飼料資源に恵まれておる畑作地帯におきましては、これは当然市乳を一つの目的といたしまして集約酪農地帯を設定するということを前提にいたしておるのであります。なお只今お話のように、農民的な組織と申しますか、酪農民がいわゆる商業的な資本というものに操作をされるというやうな点もありますので、集約酪農地帯のみならず、東京、大阪等の大都市消費地帯におきましては、できるだけ農民の組織を強固にするというやうな考え方から、生産者の組織等につきましても、密り／＼その組織方につきまして考究をいたしておるわけであります。

なお話がありました。そういうやうなことなしに、全体として飼料資源に恵まれておる地域を中心といたしまして、その地域に酪農を集中的に導入いたしましてコストを下げて行かう、従つてその地域が、いわゆる山間地帯も勿論ありますが、都市近郊等におきましても、いわゆる飼料資源に恵まれておる畑作地帯におきましては、これは当然市乳を一つの目的といたしまして集約酪農地帯を設定するということを前提にいたしておるのであります。なお只今お話のように、農民的な組織と申しますか、酪農民がいわゆる商業的な資本というものに操作をされるというやうな点もありますので、集約酪農地帯のみならず、東京、大阪等の大都市消費地帯におきましては、できるだけ農民の組織を強固にするというやうな考え方から、生産者の組織等につきましても、密り／＼その組織方につきまして考究をいたしておるわけであります。

すか。

○政府委員(大坪藤市君) 市乳が足りないんじゃないかという御意見と拝承いたしますが、御承知のように乳牛の飼育の場合に、市乳という形で消費いたしましたほうが一番栄養的に見ましても、いさゝか面からいたしましても、最も合理的であるのであります。従つて我々もいたしまして、できるだけ市乳の生産、市乳の消費というものが多くなるように期待いたしておるわけでありまして、然らば現在市乳が足りんじゃないかという御意見、これは誠にその通りじゃないかと思つております。ただ御承知のように、夏場と冬場との市乳の消費に相当の差があるものであります。夏場は非常に不足をし、冬場は或る程度過剰な状態を現出するというのが現実の姿であるのであります。勿論これらの日本におきまして特有な現象は、生活水準と申しますか、国民の消費の慣行が一年をならして消費されるようなふうに向いております現在におきましては、だん／＼とその傾向は少なくなつて参つておりますが、とにかく夏場は不足であり、冬は過剰であるというやうなふうな状態を来たしております。併し全体の問題といたしましては、我々もいたしましてできるだけ市乳の生産増加と市乳の消費増加を期待いたしておる、かように考えておるのであります。従つて生産者のいわゆる原価生産コストを割らん程度におきまして、できるだけ末端の消費者価格を引下げることが市乳の消費を増加させる根本的原動力でありま

すので、その意味合におきまして、市乳地帯等におきましても集約酪農地

域を設定いたしまして、できるだけ自給飼料によつて大量に市乳を生産する、市乳生産費にいたしまして、運搬費にいたしまして、或いは配給費にいたしまして、できるだけ単価を切下げまして、多量に市乳を消費して参りたい、かように考えております。

○上林忠次君 ところが現在やつておられます方式で行きますと、乳製品は原料乳地帯を育成するという方向に向いておるんじゃないか。近くに先ず目を付けなければならぬんじゃないか。今の粉食の奨励にしまして、先ず乳を安く提供するというをやつてもらわなければならぬ、案外市乳は高い、その割に農家から買上げる市乳の値段は安いじゃないかというやうな気がするが、バターの原料は、これは外国の市場との振合もあつてそうこれは高くするわけには行かん、市乳はもう少し高く買つていいやうな買わない、そうしてその利潤、利益を以て北海道あたりのバター原料の地域に乳が相当高くなつていんじゃないか、それが先ほど申しましたように全乳の会社が有利な地位にあつて、農家の組合経営の乳業会社と乳業商社とが競争しているというのが現状じゃないか。もう少し市乳地帯を育成するといふことが先ず農林省のとらなればならぬ点じゃないか。アメリカあたりでも二十年ぐらい前は盛んに市乳の販売奨励をポスターを出してやつておりました、日本のほうではそういうやうな奨励もしない。片や粉食を盛んに奨励している、片手落ちをやつておるんだが、先ず目を付けるのはシテイ・ミルクの消費の向上、消費の増加とい

うところにもつと目を付けなければならぬんじゃないか。どうも行き方がちよつと的外れた行き方じゃないかと思ふのですが、そういうふうにお感じになりませんか。

○政府委員(大坪藤市君) 集約酪農地域は原料乳地帯に限ると申しますのは、あのジャージー種を導入いたしたす地帯は大体原料乳地帯に限定いたすつもりであります。と申しますのは、ジャージー種につきましては、原料乳に適しております、勿論市乳にいたしますれば、もつとそれがホルスタイン種より市乳価が多いのであります。市乳に廻しては、原料乳にいたしたほうが採算的にいいのであります。従つてジャージー種につきましては原料乳地帯に限る、こういうふうには考えまして、集約酪農地域中のジャージー種地帯は原料乳地帯に限定いたしたいと存じますが、市乳地帯につきましては、これは大体ホルスタイン種を中心とした集約酪農地帯を建設して参る、こういうふうな考えで参ります。従つてその点につきましては、市乳を対象といたしました集約酪農地域は、これは都市近郊におきましても飼料資源に恵まれておりまして、地方の経済的な実情からいたしまして、酪農を以て立つたほうがよろしいといふやうな地帯につきましては、ホルスタイン種を中心としまして集約酪農地帯を建設して参りたいと思ひます。

○上林忠次君 先ほどの問題が残つておりますが、値段の問題ですね、もつと高く農業者から乳を買えるんじゃないか、市乳地帯はそれに対してどうお考えになるか。若しもつと高く買えるならもつと稠密な産地が形成できる、草地が少くても購入飼料で相当飼えるという余地があるんじゃないか。現在それを会社任せにしておるために、会社が市乳地帯で儲けたもので向うの乳製品、原料地帯の経営をやつて行く、そういうやうな酪農経営を会社任せにしておるからいけないので、市乳地帯の乳業者にもつと楽な飼育ができるやうに何とか手を打つて行かなければならぬ。融資のほうもあるし、こういうやうな生産業者ばかりの会社を作らせるというやうな点もあるかと思ひますが、その辺の手が打つてないんじゃないかと思つております。

○政府委員(大坪藤市君) それらの点につきましては、どうしても酪農を振興させますためには、農民の期待いたします価格によつて生産されたい牛乳が提供されるということが是非必要であると思つております。従つて今後におきましては、売買取引につきましては文書化を励行いたしまして、そうしてできるだけ協同組合組織によります収入システムを励行して参ります。団体契約等を締結せよといふことによりまして、一方的に買叩かれるといふことにならないように措置をして参りたい、かように考えております。それも本法の一つの狙いとなつておるわけでありまして。

○上林忠次君 とにかく結論は北さんのおつしやるのと同じですが、勿論原料乳地帯の乳価が高くなるというのは有難いことですが、こういうやうな全乳のタッチできないやうな市乳地帯の利益、この利益を元にして原料乳地帯のほうで生産者の関係している組合と競争して、不利な競争をさせている。これがいつかは反撥が来まして、そういうやうな地帯の乳価も又がたんと落ちるのじゃないか、又落ちる時期が来るのじゃないか、そういうやうなことが見えるなら、それに対する方策も今から講じておかなければならぬんじゃないか、又市乳地帯生産者をもつと有利に導いて行くやうな方策を、今のうちに農林省も講じておかなければならぬのじゃないか、今のところ、そういうやうな地帯の乳業に対しては殆んど手放して行つていっている感じがする。私ははちよつと千葉を見たわけでありまして、もつと有利な価格が出るべきだ、ただ配給がむずかしい、手が出ないといふところで、結局会社に利益を壟断されている。その壟断された利益が北海道のほうで、有利な地で生産者の資本と競争されている。そういうやうなことをやつていけるのは農林省が打つべき手を打つてないためではないか。市乳地帯と原料乳地帯の資本関係、市乳の買上価格と原料乳地帯の乳の買上価格、この関係なんか見てみますと、そういうやうなことが痛切に感じられる。こういうやうなことも御参考になり、一つ永久的な、恒久的な乳業地帯の発展といふことを企圖して頂きたいと考えるわけです。

○委員長(片柳眞吉君) ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて下さい。

それでは休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

午後二時四分開会

○委員長(片柳眞吉君) それでは委員
会を再開いたします。

午前中に引続きまして酪農振興法案
の御質疑をお願いいたします。

ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(片柳眞吉君) それでは速記
を始めて下さい。

○松浦定義君 大体この酪農振興法の
内容につきましては、最もその権威者
である北委員から、相当広範囲に亘つ
て質問がありましたので、余り詳しい
点についてわからない我々が申上げる
必要がないと思うのですが、どうも昨
日農林大臣の答弁或いは局長等の答弁
等を見ておりましたも、素人目に見て
も、どうしてもこれは表題のごとき酪
農振興を目的とする法案であるか
かということについては、まだ私ども
も本当の心構えがでないわけであり
ますので、一応二、三の点について私
はお伺いしたいのですが、昨日江田委員
も相当強くこの点は指摘されてお
りました。酪農振興の目的について
ことで相当御意見があつたようであ
るが、私は更にこの点をお伺いいたし
ますのは、今日までに恐らく日本農業
の中心をなす問題等から見まして、
如何にこの酪農が必要であるかとい
うことは、まあ申上げるまでもない
ですが、そのことの長い経過からして、
今回この酪農振興法案なるものを提出
をしなければならん、こういう事態に
なつたと思うので、昨日の農林大臣の
意見等から聞きますと、現下の我が國
の食糧事情という点について非常にウ
エイトが強いといったような御意見が
あつた。私はこれはまあ尤もだと思
うのですが、この食糧事情のために酪農

振興をさせるということとは、例えばパ
ン食をするためにバターを必要とする
というようなことによつて食糧事情を
緩和するの、或いはこの酪農を振興
することによつて、例えば有畜という
ような意味から本当の農業というも
のの生産を高めて、そのことによつて
食糧の完全な増収を図るというふう
にするのか、どういふ意味でこの食糧事
情というものの、この酪農振興
法なるものが直接に影響があるかとい
うようなことについて御方針を先ず承
わりたいと思います。

○政府委員(大坪藤市君) 本法の目的
に關してであります。本法の目的に
關しましては提案理由にその詳細を説
明いたしておるのあります。我が國
の酪農は、御承知のように発展の歴史
と申しまして、諸外国に比べまして
極めて浅いものであります。そのため
に酪農振興の基礎と申しますか、その
点につきまして、いろいろ欠けてお
る点があるのあります。そのうち最
も重大でありますのは、農業と完全
に結び付いたところの酪農、こういう
うな点が極めて薄いのであります。御
承知のように、酪農振興の目的につ
きましては、大体三つに要約すること
ができると思つております。第一は農
業経営の安定に資するということであ
ります。第二点といたしましては、酪
農によつて農地の地力を増進する。そ
れによつて食糧そのものを増産して参
るという点が強く要請されるのではな
いかと思つております。等三とい
はしましては、総合食糧としての酪農
の製品、これによつて全体の食糧を賄
う、この三つの大きな眼目があるの
であります。そのうちいずれにいたし

ましても、これが全体といたしまして
第二の点であります酪農による地力の
増進を通しての農林物資の増産或いは
酪農そのものによる酪農製品による食
糧の総合的増産、これにいたしまして
も結局は大きな目的といたしまして
は、酪農による総合的食糧増産、こ
れは何も現在の食糧問題の解決のみな
らず、我が國が基本的な持つておりま
す食糧の資源の不足というものを補
うためには、日本としてどうしても
将来長く日本農業政策の基本的命題と
して解決して行かなければならん、強
力に推進して行かなければならん問
題ではなからうかと思つております。
私どももいたしましては、飽くま
でも農業と一体をなした酪農を増進
することによりまして、一面におきま
しては農業経営の安定に資すると同時
に、他面におきましては我が國の総合
的な食糧問題を解決して参る。かよう
うに考へまして、その基礎をなしま
す集約酪農地域の設置の問題、或いは
牛乳取引の問題、或いは乳牛等に関
しまして、勿論本法によりまして、す
べての問題を解決し得るわけには参ら
んと思つております。我が國で最も欠けてお
りますいわゆる非常に乳牛の飼育密度の
稀薄な点を先ず解消して参りまして、
酪農に適しております飼料資源に恵ま
れた地帯を中心といたしまして、その
地に強固な酪農を打立てて参りたい
というところが一つの大きな狙いとなつて
おるのであります。

○松浦定義君 今局長の御答弁を聞き
ますと、非常に一々御尤もな御答弁
で、我々もそうありたいと思つて
から、然らば酪農振興法なるものを本年
から制定するとして、この問題に
ついては前回にも北委員からそれ
この乳牛なるものが本場にみずから乳
を生産し、それが農業経営の上に影響
があるというものは、相当の長い期間を
要するといふような御質問があつたよ
うであります。こういう問題は別と
いたしまして、今考へておられる集
約酪農地区の設定につきましても、恐
らくこの問題が投げかけられて、恐
らく酪農民は言までもなく、今日酪農を
主としていない地帯におきましても、
こういう制度があるならば、この点を
是非この地域に入れてやりたいとい
意見が全国的にあつて、恐らく今年等
の地域の設定については、農林省とし
ても相当これを決定するには面倒な点
があるのではないかと申すのであり
ます。従つて日産百五十石といふよう
な相当大きな考へ方を持つていたしま
すならば、なか／＼それまで口は一年
や二年では到達しない。今申上げまし
たように、全国の酪農民の要望に対
してほんの九牛の一毛にしか過ぎないよ
うな地帯しかやれない。それが今申さ
れたように法律化して、立派な國の酪
農振興になり、或いは又食糧自給態
勢の基本にもなるといふたような大きな
看板であるとするならば、私は非常に
面倒性があると思つて、予算面
においては余りはつきりしたことはま
だ明確にされていないやうであります。
ただこれはないよりいいのだとい
うことならば別であります。考へ方
によつては、そのことによつて一部の酪
農地帯が非常に急速の進歩をし、一方
は進歩しないといふやうなことになる
ますと、結果的に見て、日本全体から
行けばさしたる振興にならなかつた
といふやうな結論になるのではないかと

いふことを恐れるわけではあります
が、そこで私はこういうことを立法化され
る前提として、無論農林省は長い間か
らの御研究から出たと思つて、
若しそなたとすれば、私は時期が遅
たと思つて、終戦の混乱の中であつた食糧
の足りないとき、或いは農民が非常に
いろいろの面で困つておるときに、少
しでもこういうやうな温かい手を差延
べることができたならば非常によかつ
たと思つて、まあ延びてしまつ
たといふことについてはいろいろ意見
があると思つて、併し現実、午前中
にも北委員が申されましたが、業者が
不当な買あさりをやつておる。これが
立法化されるということの前提として
こういうことをやつておるのではない
かと考へられるのであります。そこで
私はこの立法化に至るまでの経過とし
て、やはり酪農業者といつたものが早
くからそういうことを察知しておつた
のではないかと、こういうことが私は窺
われるわけでありまして、過去におき
ましても、例えば麦類の統制が徹底にな
るとき、或いはその直前におきまして
は、製粉業者或いは精麦業者が不当な
運動費を使つて、この統制撤廃の片棒
を担いだといふやうなこともあつたわ
けであります。そういう意味から考
えて参りますと、この酪農振興法がで
きることによりまして非常に酪農民は
それに熱意を持つて来る。できるだけ
のことを政府は当然やるであらうが、
取りあはず乳量においても相当の確保
ができて、従つて戦争前或いは後にお
きまして、いろいろ企業整備によつて
輸出を食つておつた。特に問題になつ
ておる北海道における森永等は、一方
的に森永だけが進出を続けておるの

すが、森永にしてみれば、進出じやなくこれは復讐だと言つておる。これは戦争中の一つの犠牲として、我々は撤退を余儀なくされたので、こういう時代になつて来たから出て来たのだということを言つておるが、あたかも現状における酪農業者、或いはそれを支持しておつた酪農民の一部におきまして、森永に対して不当な進出だということと言つておる。ところが私は、そのことは別といたしましても、すでにこういうような立法化を前提として、そういう業者が進出したということ、は、いろ／＼今後において政府としても私は責任があるのじやないかと思ふ。例えば森永等のごときは、工場が建つてしまつて、いよ／＼操業をする、看板をかけるまでは何の会社かわからないような形でやつておつた。いよいよ看板をかけるようになったら、ああ、これは森永だということになつてしまつたということ、はつきりしておる。そういうようなことまでやつて、業者の間でも競争した、又競争するような目的にあるこの立法化というもの、未然に……、目の前で見ておるといふようなことからしますと、これが若し今後政府として立法化した後に後においては、業者と生産者との間のトラブルというものは、当然私は責任を負うべきであると思ふ。それで今、先ほど午前中に挙げましたように、こちらが五十円で買えばこちらが五十五円、ちよつと話をすれば五円ずつ上つたということで、現在ではもうとことんまで行つておる。従つて値下りを来たしておるといふことは、北海道では、まだこれから建設しようという新しい地帯に対して、工場がどんな

点をお伺いしたいと思ひます。
○政府委員(大坪藤市君) 只今の御意見の点であります。本法立法化の過程において、いわゆる不当な競争を誘発するような事態を生ぜしめなかつたかどうか、こういうような御意見でございします。が、いろ／＼私どものほうで、酪農振興の基本的な考え方としてはそういうことをいろ／＼とやります。場合に、民間団体等の意見も十分に参酌する必要がありますので、立法化したします過程におきましてはいろいろ団体或いは学識経験者、そういうようなかたの御意見も種々お伺ひいたしたのであります。その結果結論を得まして、政府原案として提出いたしましたのであります。その過程におきまして、或いは政府の意図を予察すると申しますか、そういうようなことで予察いたしました、特別の操作をいたしました方面が、必ずしも絶無とは、これは断言できない、かように思うのであります。私どもといたしましては、御意見の通り、酪農はいわゆる恒久的な計画でありますので、酪農そのものが農業と本当に一体となりまして、地方の農業が繁榮いたしますように、集約酪農地域を設定いたすつもりであります。で、一時的な不当競争、こういうようなものはできるだけ防止して参りたい、かように存するものであります。ただ半面、集約酪農地域に指定した地域につきましては、独占的な弊害というものが考えられますので、その方面の取捨選択、計画の樹立につきましては、いろ／＼各般の事情を考慮いたしまして決定すべき問題ではないか、かように考えております。

○委員長(片柳眞吉君) ちよつと申上げますが、衆議院議員の川俣さんが見えておりますから、修正の部分について御質問があれば……。
○江田三郎君 第一条の修正をなさつたわけですが、この修正によりまして、ただ集約酪農地域の振興というだけではない、この修正の文句から受取る感じは、その他の地域の、一般的に酪農の普及発達というようになことを目標としておるようにも受取れるのです。修正なさつたほうの意図はどうでございしますか。
○衆議院議員(川俣清吉君) お説の通りでございまして、命題を酪農振興法と謳つておりますが、一点は集約酪農地域を指定し、一点は牛乳の取引を規定いたしておるだけで、これで以て酪農振興法だというのは、ややおこがましいので、表題だけでも変えるべきではないか、いわゆる集約酪農地域以外の有畜農家創設の基本であります農業経営の健全化ということを目途におきまして、農業経営の健全化のために酪農振興を行うのだ、こういうことで地域を拡大して考えておるわけでありまして、併しなから、それでは法文の中にそれを盛り込まなかつたではないかというそりを受けると思ふのであります。が、そこまで十分な改正を行うことができないのであります。併しなから、目的の中にその点は明らかにいたしまして、将来改正の余地を残しておる、こういうふうにご了解願ひたいと思ひます。

○江田三郎君 そうすると、まあ川俣さんも率直に認められたように、目的だけは掲げたけれども、中身までは手が付かんと、こういうことになりますと、それでは余り中身を伴わんのに、目的ばかり変える必要はないではないかということも言えると思ひます。特に私も本年度の予算を見て行きますと、集約酪農地域でなしに、一般の酪農振興に使われておる予算というものは、いわゆる酪農振興として出てる予算は、昨年度八十万円、本年度はそれが僅かに四十万円、それから農林漁業金融公庫の資金の貸出計画を見ましても、何を見ても、一般的な酪農振興の予算というものは、昨年度よりも悪くなつておるのを見て、そういうようなときに、そういう現実を放つておいて、この目的だけを拡大されると、いわゆる羊頭狗肉のそりを受けるなことに限らんとおるのですが、さうなことに限らんとおる本予算年度の間に、何かこれに看板に偽りのないような措置をすることを政府のほうからでも確約でもおとりになつてやつたわけですか。
○衆議院議員(川俣清吉君) 御質疑のような点について、衆議院の農林委員会もやましく政府に迫りまして、補正予算又は三年度予算においては十分本法の目的を達成するような予算的措置を講ずることという言明を得ましたので、この部分だけの修正にとどめたわけでありまして、従いまして、第一条は将来の予算編成の上に制約を加えたものと、こういうふうにご御理解願ひたいと思ひます。

○江田三郎君 政府のほうは只今の川俣議員の言われることをその通り御承認なさつておるわけですか。
○政府委員(大坪藤市君) 只今の御意見の通りであります。
○江田三郎君 それから第十九条の修正をされておりますが、その際農林大

臣に対し、この協定案作成の困難などに「農林大臣に対し、助言、資料の提示その他必要な協力を求める」この修正をされてはいますが、この協定案作成が著しく困難なというのは、恐らく問題になるのは価格の問題だと思ふのでして、それに対して助言を求めるというのには、具体的には修正者としてどういふ内容の助言という事を考えておられるのか。これで「省令で定める手続に従い」と書いてありますけれども、これは修正ですから、それに伴う資料が私どものほうでは政府のほうでどういふ省令をやるのかわかりませんが、少くとも私たちが考えるのは、先ほど申しましたように、価格の問題というのが一番困難な問題であらう、これに助言を与えるということになる

と、一番肝心な点は、将来乳製品の市価がどうあると、或いは餌がどうあると、ともにかくにも、この法案が酪農振興法という以上は酪農の農家の生産費が完全に補償されるということとでなければこの意味がないのじやないかと思ふのですが、そういう点について修正をなさった川俣さんのほうでは、具体的に何を考えておられたかこれをお聞きたいと思ふます。

○衆議院議員(川俣清吉君) さようでございます。

○政府委員(大坪藤市君) 第十九条に關する衆議院の御意見は、只今川俣委員よりお話がありました通り、いろいろの幹旋の場合に、幹旋の前提をなします紛争には、いろいろの形態があると思ひますが、紛争の中心は、御意見の通りに、価格に關する問題がその中心点をなすのではなからうかと、かように考えるのであります。従つて、価格の問題の場合に、それをただ単に地方にのみ任じておいたのでは解決のできない困難な問題が発生して来る。従つてその場合に、どうしても中央がそこに何らかの協力をいたさなければ實際問題として解決困難ではないかという御趣旨の下に、第十九条が修正に相成つたのであります。従つて紛争の場合場合に、中央の専門委員と申しますか、酪農審議会の専門委員として地方に派遣されます委員の助言の方法はいろいろあると思ふのであります。但し、価格問題もその中の一つの大きな項目になつて参る、かように存するものであります。この第二項に關つてあります省令の問題でありますが、これにつきましましては、地方長官が農林大臣に申請するといふ一つの手続を定めていこうといふふうに御了解をお願いしたいと思います。

○江田三郎君 そこでこの答へだけでなしに、今私がお尋ねしたのは、助言というとき、問題が起るのには価格の問題で起るのであらうと思ふ。そういうときに、酪農振興法の目的から言つて、当然生産農家の受取るべき価格と

いうものは、生産費を補償されたものでなければならぬはずであるが、そういうことを提案者は意図されてここに書かれたのであるか、又政府のほうも、そういうことを考えておられるのかというのを聞いておるわけです。

○衆議院議員(川俣清吉君) 価格の問題が一番中心になることは江田委員の御指摘の通りであります。大体私どもが生産費を基準にしなければならぬという考え方は一貫しておりますが、これは御承知のように、地域によつて相当の差がございますので、生産費と申しましても、地域的に生産費が異なる場合も出て来るであらうと思ひます。そこで基本としては、生産費を賄うに足るものでなければならぬという原則はお説の通りだと思ひます。お説の通り考へて立案いたしましたものであります。

○江田三郎君 政府のほうはどうですか。

○委員長(片柳眞吉君) これは昨日も江田委員から質問された事項でありますから、明確な御答へを願ひたいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) その点につきましましては、只今川俣委員より、修正になりました内容につきまして御発言の通りであります。政府といたしましても、中央で助言をいたします場合にも、価格問題につきましましては、少くとも酪農の再生産を補償するやうな価格というものは、これは飽くまで最低のものじやないか。これを下廻るやうなことになるのは、酪農そのものが、経済的に経営して行けないという問題になりますので、少くとも再生産を維持するやうな生産価格というものは、

これは補償するといふ前提の下に、価格問題についての、いわゆる幹旋といふものについては、その点は最低線として堅持すべきものじやないか、かように考えたわけでありまして。

○江田三郎君 そこでもう一つ具体的に聞きますが、政府のほうから出された資料によりますと、酪農家の平均手取が二十九年二月の市乳の場合で、高いところが六十七円六十四銭、安いところは六十六円五十七銭、安いところは六十六円五十七銭で、安いところは四十円といふやうな数字が示されておられますが、勿論地域々々によつて、草の問題その他飼料の問題、いろいろ違ひますけれども、それにしても、六十七円六十四銭と四十四円四十八銭であるとか、六十六円五十七銭と四十円といふのは非常な違ひがあるわけですか。

それをおの修正案によつて、政府のほうからそういうときには助言をなさるといふことになる、我々ももう一歩進んで具体的に聞きたいのですが、大体あなたの方のほうから出されておる資料による乳価といふものが、現在の餌の相場その他から考へて、生産費を償つて再生産が可能であるとお考へになつておりますか。

○政府委員(大坪藤市君) 御承知の通り、酪農の形態におきましても、地域によりまして、自給飼料によつて経営いたしておりますところ、或いは殆んど大部分といふものを購入飼料によつてやっておりますところ、或いはその中間的な過程にありますところによりまして、生産費といふものが大きく作用いたしますと同時に、乳牛の飼育密度がどの程度にあるかというこ

とによりまして、集荷されましたものコスト計算といふものが相当に違つて参る、こういうやうな事情があるだらうと思ふのであります。で、私どもといたしましては、その点につきましまして、できるだけ自給飼料によりまして、而もばらばらに飼育することなく、集中的に飼育いたしまして、それによりまして、いわゆる牛乳の生産費を切下げますと同時に、集乳費等もできるだけ引下げて参りたい、かように考へるのであります。それは地方地方によりまして、現在の段階におきましては非常に差異がある、かような恰好に相成つて参つておるのであります。現在のところ特殊の地帯におきましては、相当高乳価のところもありまして、又地方によりまして、乳牛が非常にまばらに飼育されておる地帯におきましては、そこまで至つていない、非常に安いといふやうな地帯も見受けられるやうであります。これらのこととに對しまして、我々もいたしましては、今後いろいろ紛争の起きます場合には、勿論全部の地点について一律にどういふ価格といふことはなか／＼困難じやないかと思ふのであります。その地方の實際に即し、農業経営の實際に即し、或いは集乳その他工場の実態に即しまして、少くとも生産者に適当な価格、即ち再生産を償わないうやうな価格になることは極力これを避けるという意味でそういう点は最低の条件としての幹旋委員の態度ということになるのではないかと考へております。

○江田三郎君 それは答へになつていないのです。そういう原則はよろしいのです。その原則から照し合せて、今の配られた資料による乳価で生産

省令で定めるべきだといふ意思表示をはつきりなさつたわけですか。

○衆議院議員(川俣清吉君) さようでございます。

○政府委員(大坪藤市君) 第十九条に關する衆議院の御意見は、只今川俣委員よりお話がありました通り、いろいろの幹旋の場合に、幹旋の前提をなします紛争には、いろいろの形態があると思ひますが、紛争の中心は、御意見の通りに、価格に關する問題がその中心点をなすのではなからうかと、かように考えるのであります。従つて、価格の問題の場合に、それをただ単に地方にのみ任じておいたのでは解決のできない困難な問題が発生して来る。従つてその場合に、どうしても中央がそこに何らかの協力をいたさなければ實際問題として解決困難ではないかという御趣旨の下に、第十九条が修正に相成つたのであります。従つて紛争の場合場合に、中央の専門委員と申しますか、酪農審議会の専門委員として地方に派遣されます委員の助言の方法はいろいろあると思ふのであります。但し、価格問題もその中の一つの大きな項目になつて参る、かように存するものであります。この第二項に關つてあります省令の問題でありますが、これにつきましましては、地方長官が農林大臣に申請するといふ一つの手続を定めていこうといふふうに御了解をお願いしたいと思います。

○江田三郎君 そこでこの答へだけでなしに、今私がお尋ねしたのは、助言というとき、問題が起るのには価格の問題で起るのであらうと思ふ。そういうときに、酪農振興法の目的から言つて、当然生産農家の受取るべき価格と

費を償つてゐると思つておるのかどうかといふことなのです。地域々々によつて違ふことは百も承知しております。あなた方が地域々々に各府県別の一升の平均支払乳価というものを出しておる、この表に出ている数字で、一休生産費が償われてゐるのだ、再生産が可能なのだと言ふことは考へてゐるのかどうか、これを聞いてゐるのです。私ども酪農家から聞くとこゝろでは、今のような低高では、こゝろ乳価ではやつて行けないのだといふことを言つて来られるから、それをあなたの方のほうはこれでいいのだといふことになる、その助言の内容について、どうも私もとしてはそういう態度では酪農振興法じゃないじゃないか、これは酪農振興法になるのではないかと、こゝろ言わざるを得ないのではありません。そこで若しこれで償わな

いといふことになるならば、現在の間経費或いは乳製品や市乳関係の業者の販売費とか、宣伝費とか、そんなものをもつと割る余地があるのじゃないか、こゝろ助言をする場合もあり得るわけです。根本的なあなたの方の考えを聞きたいのであつて、抽象的な答えはもういい。具体的にどう思ふかといふことです。

○政府委員(大坪藤市君) これは飼料の価格、飼料にいたしまして、いろいろの種類の飼料でありまして、従いまして、どういふ飼料でどういふような飼育の仕方をしているか、或いは何頭飼育をしているか、又飼育いたします農家の労働条件がどういふ状態になつてゐるかといふことによりまして、いろいろと差異があると思ふのであります。現在におきましては、

中心的な飼料をなしております「ふすま」が相当機械的な状態になつておりますので、現在のところ多少苦しい地帯もできておるのじゃないかと考へられますが、全体といたしましては、大体において、なお再生産費は償なつてゐるのじゃないかと考へておりますが、相当飼料の事情或いは地方による乳牛飼育のやり方等によりましては、或る程度生産費を食込んで参ると思ひますから、その点苦しい点が出ておるのじゃないかと考へております。

○江田三郎君 この農家というものは牛だけ飼つてゐるのじゃないですか、たとえ酪農のほうで赤字を出して、ほかのほうで理合せをしたりして、まあ場合によつては娘を売ることもあるかも知れませんが、ともかくやつてゐるわけですか。併し今それだからといつて、そういう形でやつてゐるのだからやれるはずだといふのは答へにならないので、そういう点はあなたもお認めになりますように、これで足の出るころがあるかも知れんというように、又しても乳価の引下げといふことは出て来ると思ふのです。バターを入れたり、いろいろな外国製品を入れたりしてゐる、こゝろいふことをやつて来られたのでは、必ず乳価の引下げといふものが出ると思ふのですが、そういうときにあなたの方のいわゆる再生産を可能ならしめる生産費を償うだけの価格を補償するのだといふことになれば、当然中間経費なり、販売宣伝費なりの圧縮といふことに触れて来なければならぬと思ふのですが、そういうような助言をなさる必要がある場合には、そういう助言をなさる用意がありますか。それともそういう業者の販売

費なり宣伝費なり、あゝいう膨大なものは必要欠くべからざる経費と考へておられますか、これは同時に修正者にもお聞きします。

○衆議院議員(川俣清吉君) 江田委員の御質問の通り、なぜかう中立的な態度委員の活動を、更に拡大して期待したかと申しますと、乳業資本家のために酪農家が不当な圧迫を受けることをできるだけ排除したいといふ考へ方でおるわけでありまして、従いまして、そこに紛争が生れた場合には、公正な考へ方で、而も原則は江田委員の御質問のように、再生産を十分賄うような観点に立つて、併しなから、実情において非常な力を持つてゐる乳業資本に圧倒されるような場合に、それを阻止したいといふのが生産者の立場であるのでありまして、そこに恐らく紛争が起るであろう、この紛争を一方的な経済的な力で押付けすることのないようにしたいといふ考へ方です。特にこの法案が出たわけから、乳牛の値上りや又は飼料の値上りによりまして結果を招きますといふと、却つて酪農振興どころではなくして酪農を衰微させる結果にもなり得るので、こゝろいふ乳価の取引を公正にすると同時に、一面におきましては乳牛の価格の高騰、飼料の価格の高騰を行政的に十分考慮しなければならぬであらうことを指摘いたしておられます。こゝろではいわゆる乳業資本家からの圧力を、公正な態度委員によつて乳価を正しくいたしたい、こゝろいふ考へ方で作つたものであります。

○江田三郎君 具体的に聞いてゐるのですよ、今の川俣さんの答弁も、川俣

さんにしては少しは聞いてゐると思ふのです。どうも年を取られたかげんか知らんけれども、もう少しはつきりしたことを私は聞いてゐるのです。

○衆議院議員(川俣清吉君) 江田委員に申し上げますけれども、私の個人的な意見はこゝろでは控へたいので、かなりほけております。委員会全体の意見を申してあります。

○政府委員(大坪藤市君) この点につきましては、御意見のありました通りに、酪農と乳業と申しますのは唇齒輔車の関係にありますので、共に発展して参らなければならぬ性格のものであると思ふのでありまして、生産費を農民自身が償わないうような場合におきましては、酪農自体の問題といたしまして、結局酪農といふものは酪農によつて立つておると、こゝろいふようなことになりまして、先ず生産者自体が、酪農が成立しない場合には乳業そのものも没落すると、こゝろいふやうな事態に相成ると思ふのでありまして、そこは双方が協力して参らなければならぬといふか、かように考へるのであります。従つてその根本といたしましては、飽くまで酪農農民の再生産を償うやうな価格構成といふものが、先ず最低の前提として考へられるべき筋合のものである、私はこゝろ考へておるのであります。勿論乳業資本等におきまして、いろいろ宣伝等をやつておる場合も見受けられますが、これは消費増といふ意味合におきまして、消費宣伝といふ意味合におきまして、必ずしも一概にこれを非難すべき筋合のものでもないのじゃないかと思ふのであります。いづれにいたしましても、酪農といふものは乳業の成立の前提

条件でありますので、中間工程としてのいろいろな諸経費はできるだけ切り詰めて頂いて、その上でいわゆる酪農農民の再生産を償うやうな価格をきめる、こゝろいふ協力的な態度といふものが必要ではないか、かように考へております。

○江田三郎君 これはこの法案が乳業資本振興法であるか、酪農振興法であるかといふことの試金石になる点だと思います。こゝろの助言の際に、重ねて申しますけれども、酪農家の生産費を再生産を可能ならしめる、再生産を確保して行くといふ前提に立つて、必要な場合には乳業関係の中間経費なり、宣伝販売費などの削減をも助言する勇氣が農林省にあるかどうかといふことな

んです。そういうことは、もつと具体的に、はつきり答へて頂きたい。成るほど、宣伝費は、今あなたがたがおつしやつたように、乳の消費増といふ効果があるかも知れん。併しそれなら何もテレビで毎日乳業資本の名前を教へても

らわなくてもいいのです。あそこまでやる必要がどこにあるかといふことです。それが一体日本の全体の乳の消費を増加することになるのか。それとも一つの会社が販売合戦として他の会社との競争を削るためにやつてゐるのか。このくらいのことでは今までのわかつてゐるのです。そういうほやけた態度をとられると、この法案ができた晩に、あなたの方に助言を求めたところ

が畜産局にあるかどうか。

○政府委員(大坪藤市君) その点につきましても、いわゆる中間工程が不当に多数にかかっている。こう認められまうので、当然そういうような場合におきましては、中間工程の切下の問題に入つて来ると思つておられますが、そういうような点につきましても、政府といたしましては、できるだけ中間工程のマジンの切下という点について強く主張するということは、当然こういうことを含むと考えるのであります。

○衆議院議員(川俣清吉君) ちよつとお答えいたします。そこで一条の農業経営の健全化という建前をここに明示いたしたのでありますから、本法の趣旨に従つて、農林大臣は勧告する義務を有するものという解釈を私はいたしておるのであります。ただ、それで十分かと言われまうと、少くとも目的を明らかにいたしたからには、その目的に従つて勧告すべきものと期待いたしますのであります。

○江田三郎君 参考のために、畜産局長も同時に川俣さんにも聞きますが、私も乳のことにいよく聞かされたことは、大体市乳の価格というものは、五割が生産者の受取る価格、あとの五割が中間処理経費なり、或いは販売、宣伝費なりだと、こういうことが普通だと言われておつたのですが、近頃、私も買います十二円なり、十五円なりという牛乳から行きますと、どうもその比率は崩れているように思いますが、あなた方は常識論としてどういうお考えを持っておられるか。勿論地域によつて違ふのだというやうなことも言えるが、そういうこと

で逃げられないで、あなた方が一常識で、酪農というものについてどういふ比率がまあ、そういうところじやないかと考えになつてゐるか、それを参考のために聞かして頂きたいと思つておられます。

○政府委員(大坪藤市君) それらの点につきましても、いわゆる生産者と中間工程価格と最終の末端におけるこの小売価格、大体この三段階に考えられていいのじやないか、かように考えるのであります。大体におきまして、相当合理的に酪農が行われ、且つその集乳工程におきましても、加工工程におきましても、なほ配給工程におきましても、合理的になつてゐるやうな場合におきましては、只今の御意見の通り、生産者が全体の半分ほどを占めまして、最終の小売工程における段階において、それが倍になるやうな形勢が、大体において、我々がやうあるべき筋合のものじやないかと、概括的には考えられるわけでありまう。ところが地方によりまして、非常に牛乳の生産量の少ない場合或いは消費が非常に稀薄であります場合、或いは工場が非常に小数量を取扱うやうな場合におきましては、そういうやうな半数量の生産者が占めまして、あとの半数量で処理工程と配給工程を賄うやうな形勢は、なか／＼具現できないやうな事情に相成るのではなからうかと思つておられます。

○政府委員(大坪藤市君) 現在のところ生産者が一、中間工程において、一、消費工程において、一、最終工程においてというやうな、それに近い、勿論それは少しばかり生産者の占める割合が多いやうであります。が、そういうやうな状態をとつておる

場合が多いのであります。これらの点につきましても、できるだけ中間工程を合理化いたしまして、生産者の占める割合というものを大きくして参りたいと、かように考えております。

○江田三郎君 ちよつと一言だけ……今のことは別に言質をとつたとか、何とかは考へておらんのですけれども、とにかく常識論として考へて、先ほど読み上げた、現在のあなた方が出された資料による全国の平均の乳価から考へて、或いは飼料の相場から考へて、今のままの形はどうも酪農を振興せしむるやうな価格の内容でなかつたといふことは言えると思つておられます。それを改善せしむるために、いろいろそれは乳牛の頭数を殖やすという問題、設備を改善するという問題、いろいろの問題がありまうやうが、ともかくもそういう基本的立場の上に立つて、本當に酪農を振興せしむるやうな助言をするだけの勇氣が農林省にはあると、こう受取つたわけですが、そういう意味でしやうね。

○政府委員(大坪藤市君) 政府といたしましては、そういうやうな考え方の下に進むべきものであると、かように考へております。

○委員(片柳眞吉君) ちよつと私関連しまして、今の江田さんの質問です。牛乳の生産費調査は、あれは統計調査部で現在やつておるのじやないですか。

○政府委員(大坪藤市君) その点につきましては、サンプリング調査といたしまして、一道五県で五十例ぐらゐにつきまして、生産費の調査を試験的に昨年度から継続いたしております。

○政府委員(大坪藤市君) 本法におきまして、衆議院において酪農審議会を設けることになり、又委員の中に専門委員というものを置くことになりました。同時に農林大臣が地方で紛争を起しました場合に、いろいろ助言をするというやうなことも相成りましたので、現在の生産費調査ももう少ししつかりしたものを持つて行かなくちゃならんと思つておられます。それらの点につきましても、もう少ししつかりした生産費の調査ができまうやうに努力いたしたいと思つておられます。

○森田豊彦君 酪農振興法のいろいろ振興上におきましては、ここに法文に書かれてあります幾多の問題があるわけでありまうが、殊にこのうちで必要なることは何かと考へます場合に、何と申しましても契約の文書化と、ここに書いてあります。いわゆる団体契約を結びまして、生産者、即ち酪農家が安心して牛乳の取引をすることが出来る、即ち先ほど来江田委員その他から、又委員長からお話がありました通りに、乳価のいわゆる生産費がどのくらいであるかというところは地方々々によつても違ふやうなものです。その基準を大体農林省は標準を示しまして、これによりまして団体契約を結ぶ、又この団体契約こそ、取引契約こそ、私は今日の乳価の状態から行きて、まだ乳価が引合はれないやうな状態にありまうときに、例えば飼料が高くて生産費が高いときに、こういう場合におきましても引合はうやうにさせなければ酪農振興はできかねるものと考えられるわけでありまう。この点から行きて、団体契約は一年の契約にあらずして、この取引契約なるものは数年間を見越して、その数年間の間これを基準として契約するといふ、いわゆる基本契約を結びまして、その基本契約によりまして、その都度、その都度両者の間において交渉いたしまして決定するのでなければ、本當の契約の意味をなさんと思つておられます。この点に対する、これは非常に重要なところだと私は考へておるのであります。振興ができるかできないかは、いわゆる乳業者のために断されるやうなことなく、生産者、いわゆる集乳者がどこまでも或る程度の地位を獲得することが出来るやうな契約を結んでおく、それが地方長官やその他が若し折合いが付かないときにはどうするかという問題になるわけですが、この点をしつかり結ぶことが最も重要じやないか。而も有畜農家特別措置法等によりまして、大いに我が国に牛を入れようとする際におきまして、入れてからあと引合はれないものだといふ、今まで各人が言ひましたやうな懸念があるとするならば、これは一大事でありまして、この契約書が或る程度の価格を以て基本契約が結ばれることであるならば、又それが短期でなく、相當の年限に亘りまして契約することが可能なら、酪農振興法もいわゆる筋金の入つた振興法だと思つておられます。これがただ、今までのことくいわゆる乳業者と酪農家の個人個

人と契約するような状態であるならば、これは酪農振興法などと言いましても、要するに業者に自由にされることになるわけでありますから、この点に對する農林部當局のはつきりした信念をここで示して頂く必要があると思つてあります。この点を一つ御回答願ひたいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) 只今御意見の通り、いわゆる酪農と乳業との関係につきましても、これは長期的な契約であるのであります。従つてその契約の取引関係はできるだけ明瞭にし、安んじて農民が酪農にいそむことができませんように、文書化という点をできるだけやつて行くようにいたしたいと、かように考えるわけでありまして、その場合に一応文書化の契約は、団体を通じて団体契約というふうなふうにして参りたいと思つておるわけでありまして、なお契約の内容につきましても、只今御意見の通りに、できるだけ長期的な契約と、かような恰好に相成つて来ると思つておるわけでありまして、従つて契約の内容といたしましては、基本的な契約というふうなものと、附随的なものと大体二つのものに相成るのじやなかろうか。現在文書化契約のいわゆる模範文書化契約の説明というふうな点について補足いたしておるわけでありまして、それらの点につきましても、価格等につきましても、いわゆる酪農を安心して長期的にやり得るような契約のやり方、こういうふうな点について考究いたしておるのであります。ただ現在までの状態におきまして、年間を通じて相当季節的な変動があつたのでありますから、その点を一遍に一律に無視するわけにも参ら

んかと思つておりますが、できるだけそういう季節的な変動をなくするという趣旨の下に、いわゆる長期的な契約を締結したい。かように締結いたすように指導して参りたいと思つておるのであります。

○森田豊壽君 衆議院のほうの代表者に一つ伺つてみたいと思ひますが、この問題は衆議院のほうにおいては、私といたしましては重点的にこういうことについていろいろ／＼なお考えがあつたのじやなかろうかと想像するだけで、何も知りませんが、この点に對しまして、一体どのくらいの程度まで農林省の方面と折衝をして具体的にやつておるか、又乳業者の方面から相當こういう団体契約に對します問題に對しまして阻止の運動があつたかどうか、こういう点につきまして一つ伺ひてみたいと思つておるのです。

○衆議院議員(川俣清吉君) 本法には具体的に問題を処理しなければならぬ多くの要件を含んでおりますので、法律に修正を加へるべき点もあらうかと思ひますが、むしろそういうことによつて制約を受けるよりも、實際的な解決といたしましては、審議会が作られますので、審議会の意見によりまして、農林大臣が助言を行うことや、契約の問題につきましても審議会が大綱を明示する等、或いは生産品につきましても、大体の基準が審議会にかけられて妥協な方途を見出すだらうということに期待をかけて審議会を作ることにはいたしたのであります。従ひまして、要は運用であるという考えから、運用の重点を審議会に委ねておるのです。而もこの審議会は、説明があつたらうと思ひますが、学識経験者と

いうものを八名にいたしておりまして、他の生産者或いは乳業代表者四名よりも、その倍の八名という数字を出しております。これは議員などもむしろ入らない意味でありまして、この学識経験者の中には、特に中立斡旋委員的な色彩を持った人を入れまして、斡旋に當らせる、或いは基本的な要綱を審議会で決定する等の処置を講じさせたい、こういう主として審議会に頼つておるといふ考え方でありまして、

○森田豊壽君 今ばかに審議会にすべてを任したようなお話であります。が、これも考え方としてはその一法だと思つておるわけですが、畜産局長に一つお尋ねしておきますが、基本契約の標準と申しまして、標準的基

本契約といふことはおかしいかも知れませんが、雛型と申しまして、雛型といふものは、どうしてもやはり生産費といふものがどのくらいかといふことがきまらなければ出せないはずで、審議会が集めて原案を作ると言へばそれまでであります。恐らく農林省として、参考として一つの雛型を出させるものと思つておるわけでありまして、その雛型にどんな雛型を用意してあるかないか、その点を一つ聞かして頂きたい。

○政府委員(大坪藤市君) 文書化の場合のいわゆる契約の雛型につきましては、目下研究中であるのであります。で、でき上つたものは成立いたしておりません。

○森田豊壽君 そうすると、その雛型には、大抵私どもが言つておるような生産費は或る程度まで研究した末にそれを発表する、こういう恰好になるわけですね。

○政府委員(大坪藤市君) 雛型におきます価格の問題であります。これににつきましては、一応価格そのまゝの姿におきまして出すということにつきましては、いろいろ／＼地方によりまして飼育形態が違ひます。又集乳の事情なり、或いはその地方の酪農の事情等によつて相當の経路がありますので、これはそのまゝの形になります。甚だ問題が起きて来るのではないかと、かように考えるのであります。従ひまして、一応考えられますことは、いろいろ／＼な場合におきます価格を、ど

ういう場合にはどういふ価格にするか、これも雛型という形で一応お示しするような恰好に結論としてはなるのではないかと、かように考えまして、そういう点につきまして今考究しておるわけでありまして、

○森田豊壽君 もう一言。とかく農林省の畜産局にも、乳業者の圧力が過去からの伝統的なものがあり、相當強いと想像されるわけでありまして、その生産費を定めます場合において、その運動の圧力に感ぜられないように、現畜産局長はそういう人ではないと思ひますが、その点はくれ／＼も私から念を押しておきたいと思ひます。これはいわゆる酪農振興法でありますから、酪農家、生産者に有利なように考えてあげなければ振興はできないのでありますから、その点は十分に御注意を願ひたいといふことを申し上げておきます。もう一つ草種の問題であります。これをだん／＼切下げて考えて行きますといふと、いろいろ／＼な草を持つて来て栽培させるようなことを考えておられるようでありまして、しまいは何だか日本の国におきましては、酪農

の適地、いわゆる購入飼料でなく、自然の飼料を以てやつて行くということになるといふと、全部の牛を北海道へ持つて行くじやないかという考え方にもなると思はれるわけでありまして。この点が中央におきましても、地方の牛が安くなつて近いところの牛が高くなる、要するに乳価は別といたしましても、引合はれない恰好になる場合もあるのではないかと、北海道の委員も相當おいでになるようでありまして、何だか草種の問題をやつておきますと、適地適作ということから、そうなつて行くことも自然かも知れませんが、そういう微候ありといふことを、書いてはないが、読んでおるうちに感じたのであります。この点は如何でございましょうか。

○政府委員(大坪藤市君) 私どももいたしましては、これは草に限定はいたさないであります。自給飼料によつてやつて行くこと、こう考えておるのではありません。なおいわゆる酪農製品といつたしまして、結局今後の酪農はいずれの面からいたしまして、市乳による消費形態というのが最も理想的であり、且つ合理的であると思つておるわけでありまして、市乳ということに相成りますといふと、これは全国的にその需要に應じまして、その地帯が形成されて行くべきである。こういうふうな事情に相成るかと思つておるわけでありまして、内地におきましても、その自給を中心といたしまして、できるだけ自給飼料の条件に恵まれておるような地帯の酪農振興といふことはどうしても必要であり、又そうであるべきである、必ずそうなると思つておるわけでありまして、

○森田豊壽君 このくらいにしておき

まして……

○松永義雄君 先ほど来、団体契約のお話がありましたが、法文を讀んで見ますと、団体契約のことが一つも書いてないようですけれども、どうなんですか。

○政府委員(大坪藤市君) 第十六条の文書化の点であります。法律の文面上は、勿論個人々々というように恰好であります。先ほど来申し上げました通り、乳業の集荷方面におきましては、少くともこれは生産者団体と団体的取引をやるということその前提としておりますので、一々個人が契約するということではなしに、組合等の団体によつて契約して行くと、こういう恰好に相成ると思うのでありまして、法文の中にも、組合員と組合との関係におきましては、勿論文書化という点はないわけでありまして、同時に乳業者と契約を締結しております場合の文書化ということに相成つておるわけでありまして、

○松永義雄君 そうすると、契約の相手方には個人も予想されておるのですか。

○政府委員(大坪藤市君) 法律の標準技術といたしましては、こういうふうな相成るわけでありまして、全部に一応文書化を進めるといふ意味合で、全部の人間を対象としておりますから、こういうような形になつておりますが、その裏といたしましては、結局団体契約というものを考へて、それを目標にいたしております。

○松永義雄君 個人との契約も予想されておるかどうか。

○政府委員(大坪藤市君) それは否定は全然いたしておりません。

○松永義雄君 否定してないんでしよう。それじゃ団体協約は特別に効力というものを認めて行かなければならぬと思ふのですが、そういうことは考えたのですか。もう一回言つて、コレクティブ・ヴァーゲンとか、何とかといったようなことを考えたかどうかというのを聞いています。

○政府委員(大坪藤市君) こういうふうな文書化の場合に法律で規定いたしまする場合には、個人々々というふうな書面に、存続期間こう、というふうな契約の内容を明らかにしなければならぬというふうな一応標準技術にならぬだけの問題であるのでありまして、結局牛乳採取の場合におきまして、一々その生産者がそういうふうな契約を結ぶますことは煩瑣でもありますが、又他面いわけの団体による契約の取引というものが望ましいことではあります。団体の契約が大体多数の場合にやないかと思つておる。ただ全部が全部という、私どももいたしましてはそうありたいと思つておるが、そういう先例がないかというところ、すしもそうは言えないか、かような恰好になるのじやないかと思つておる。

○松永義雄君 私の聞いていますことがあなたにはよくわからないんですが、牛乳の生産者の利益のために団体契約を結んだ場合に、その団体契約の効力について何らか考へたことがあるか、これが何らか考へたことがあるか、そこまで生産者の利益を考へたことがあるか、こういうことを聞いておるのです。

○政府委員(大坪藤市君) 只今の御意見でありまするが、例えて申します

と、農業協同組合の場合でありますというところ、協同組合と個人組合員との関係におきましては、団体の構成上、中におけるところの権利義務関係と申しまするか、その構成関係によつて外部関係が規定されると思つておる。文書化の場合におきましては、結局組合といわゆる会社との関係があるのでありまして、それを規定するのであります。そして、それが団体の組織を通じて各組合員である個人に及んで来る、こういうふうな恰好になつて来るのではなからうかと思つておる。

○松永義雄君 私の質問に対する答弁にならぬから、私のほうから説明します。一つの団体とその相手方と契約を結んで代金を仮にきめたとして、他の組合とその他の牛乳を加工する人と契約を結ぶ場合に、前者の若しきめ代金が生産者に利益であつたのならば、その利益であつたその代金が、他の契約にもそれが適用できるようにするの、かどうかというのを聞いておる。で、団体契約、契約と言つたつて、言葉だけ形式でそんなこと言つたつて何も書いてないような法文では、さつぱり生産者利益にならんじやないかというのを聞いておる。その契約の内容をどうしてきめたかといふことは、存続期間とか何とか書いてあるけれども、それだけでは不十分だ、いやしくも団体契約と言つた以上は、ただ多数の人が一体となつて契約したから、それは団体協約だといふもので、それで終りとするならばそれでいいけれども、若し生産者の利益を図らうと言つたなら、団体契約といふものが基本というなら、もつと進んだ団体契約の効力というものがあつた

から、それを認めるかどうか、その法文にないのはどういふのだということをお聞きしておる。

○衆議院議員(川俣清音君) 松永委員のお問になるほど突込んではおりましたが、原案に、集乳業者というふうな中間機関を認めるような表現がありまして、これを出荷組合的な考え方に修正をいたしております。従つて農業協同組合が出荷組合のような形を取り得るようになつたのであります。従つて、そういう意味で、出荷組合といふ一つの団体的な色彩を濃厚にいたしました。中間業者であるような集乳業者といふものを排除して、直接加工業者と処理業者と結ぶようにいたしました。このが大體修正の骨子であります。従つて松永さんが言われるような、普通の労働組合の言つたやうな団体契約でなくて、出荷組合といふ団体を作ることによつて生産者の利益を守つて行きたい、こういう考え方を。

○松永義雄君 その点の話はそれで終つて、その先の御質問をしたいと思います。牛乳を納めて、相手は、代金を払わなければならぬだろうと思つて、何か確保することを考へられたかどうか、ただ代金を支払う義務が生ずる、それで終りとしておるのか。

○政府委員(大坪藤市君) そういういふ契約の内容が文書化契約の場合に、いゆる問題になつて来ると思つておる。問題になつて来ると思つておる。団体協約的な契約も締結し得る能力を持つておるわけでありまして、その農業協同組合の団体契約の場合におきまして、どういふような支払の仕

方をするかという点につきましても、これは当然契約の内容といたしまして、これは論議され、又決定されるべきものじやなからうか、かように考へるのであります。

○松永義雄君 一口に言えば、供出などは政府だから必ず金を払つてくれるでしようけれども、相手方が私契約者ですから、果して払つてくれるかどうか、それは非常に疑わしいのです。殊に牛乳というものは、これは僕は余り飲んだことはないけれども、腐敗しやすいものでしやう。腐でもそういう例が昔あつたことは私が申し上げるまでもないのですが、とにかく契約を結んで、代金について問題があると、ばやくして問題が腐つてしまふというところも考へられるのであります。生産者の地位が非常に弱いものです。牛乳を納めたから相手が必要金を払つてくれる、契約書にあるから必ず払つてくれるというなら、今まで村は決して貧乏しやしないのです。そういう点について何か考へておられるのですか。

○政府委員(大坪藤市君) 牛乳の取引につきましては、御承知の通り、継続的な契約でありますので、牛乳を引取ると申しますか、牛乳を引取ることにつきましては、これは第一の契約の前提要件ではないか、基本契約の根本をなす問題じやないかと思つておる。次に、その価格を幾らにするかという問題と、その契約の履行といたしましての代金の支払い。これは契約の骨子をなす問題じやないかと思つておる。まして、これらの点につきましても、当然、普通の売買契約の場合に、も、そういう基本的な点は、すべて合理的に解決されるということがなければ

ば、その団体契約としての文書化契約が存在しないという恰好に相成るのではないかと考えるのであります。

○松永義雄君 作らせるだけでは作らせな。納めさせるものは納めさせた。代金が確定に払われるということが予想されなければ、生産者は、あなたがおっしゃる通り存続期間の話が前からあったように、長期間でする／＼行つて、品物をとれた金は払つてもらえないという結果に陥る虞れがあるのです。そういう場合に対して、何か補償のことを考えておるかというのを聞いておるのです。何も考えてないなら考えてないでいいのです。それを聞いていますので、イエスカノーカを聞いているのです。あなたがそこで何か言訳がましいことを言うからおかしいので、自由の契約に任せたのだから売る相手方が買ければそれまでのことだというならそれでいいのですよ。イエスカノーカ、簡単なことですよ。

○政府委員(大坪藤市君) 政府といたしまして、そういうことのないように指導はいたしておりますが、不履行の場合に政府或いは都道府県団体において補償するということにつきましては考えておりませんが、団体契約を結びます場合におきましては、組合員との関係につきましては、組合員によつて決定すべき問題だと思ふのでありまして、御意見の、政府においてどうするかという点につきましては現在のところ考えていない、かように申し上げようがないのであります。

○松永義雄君 そうすれば取引は絶対に自由になつていくかということ聞いておるわけですか。ここに保護の精神が

あるか、こういうことです。

○政府委員(大坪藤市君) 取引は、自由と申しますか、団体契約といたしまして、農業協同組合等においていわゆる乳業者と契約を締結する場合に、ま／＼に或いは非常に不明瞭な契約が結ばれることは好ましくありませんので、政府といたしましては、できるだけ模範文書化契約の雛型というものを示しまして、それによりまして、できるだけ各地方が合理的な契約を締結するように指導して参りたい、かように考えるわけであります。まあ自由だと申せば自由ということになるのであります。

○松永義雄君 勿論モデルを作つておかなければならないことは言うまでもないのですが、例えば農協が金を何十万とられて肥料が来なかつたとかいようなことはしばしば終戦後起つて、それで農協が破産していることはよく御承知の通りだと思います。問題は品物を渡してどうして金とれるかというところが重大問題なのです。幾ら立派な契約書を作つたつて金を払わなければ何にもならないので、それを裁判所に持つて行つたら取れるということでは、それでは商売にならないのです。だから代金の支払について何か考えているかというのを聞いていますので、生産者は安心して多量のものを農協に集荷してそれを一挙に渡すというようにすることは容易にできないことですよ。そこまで心配しておられるかということと聞いておるので、契約書に代金を支払いますということを書くかあなたに言うけれども、書くだけでは駄目なのです。だからそこで何か考えて

おられるか、考えてないなら考えてないでいいのです。ほかのことを言わなくてもいいのです。

○政府委員(大坪藤市君) 代金支払につきましては、行政措置として不履行に終るようなことのないように措置したいと思ひますが、それを補償するという点につきましては考えていない、かように申し上げるより方法はな

○松永義雄君 補償でなくとも、代金の支払方法について何か考えているかというのです。

○政府委員(大坪藤市君) 代金の支払を確実にするという方法につきましては、いろ／＼な具体的な方法があるのかとも思ふのであります。系統機関との結び付或いはそれに対します契約保証金と申しますか、こういう点に契約の内容として、いろ／＼考えるべき点があると思ふのであります。これはその契約につきましていろ／＼具体的な契約を結ぶ場合に、どういふふうにしたならば代金が確実に入手できるかという点につきましては考究して参らなければいかんと思ふのであります。

○松永義雄君 例えば信用保証協会というふうなものがあります。例えば金を貸した場合に、県庁が出資して保証するといふようなことがあると同じように、何らか代金の支払方法について、金を融通してやるとか何とかしないと、加工業者のいい悪いは別として、商売のそのとき、そのときの景気がありますからね、加工業者の懐ろ工合もあるのです。納めるほうは納めて景気が悪いから払えない、それでは加工業者が払わなければ農民は困つてしまふのです。問題はそこで保証して

おかなければ、作れ／＼といつたつて一升や二升売ると違ひますからね、そういうことを考えておられるかというのを聞いています。

○政府委員(大坪藤市君) それらの点につきましては、結局代金の決済方法を等々勘案いたしまして、或いは保証金を積みまゝとか、或いは手形取引をしますとか、手形取引に基づく割引の制度をやるといふようなことによりまして、これはまあ地方々々によりまして、或いは取引の状態によりまして、いろ／＼な方法が考えられておると思ふのであります。是非その点につきましましては、売つた代金が取れないような方法につきましましては、具体的な問題として考えて行かなければならないと思ひます。

○松永義雄君 契約が紛争を生じた場合に、これは斡旋委員に依頼すると、こう書いてあるのですが、トラブルが起きた場合に、先ほど申上げたように、すぐ腐るものですよ、牛乳というものには……一刻もうち置いておけないのですよ、売らねば非常に弱い立場ですよ。そういう場合にどうしますか。

○政府委員(大坪藤市君) その点が非常にむづかしい問題だと申しますか、場合にによりましては、そういう弱い地位に立つことがあるのであります。その点のいゝゆる団体取引と申しますか、生産者の立場をできるだけ強くして、対等に処理ができますような措置として、文書化契約で長期的な契約を締結して置く。これは基本的な契約の内容として、少くとも牛乳を引取るといふことは前提をなす問題ではないか、かように考えるのであります。従つて価

格等につきましては、いろ／＼紛争の内容によつて異なるかと思ひますが、生産者が少くともそういう非常な困難な不利な点に立たないように、斡旋委員の制度を設けて、且つ中央からもこれに對していろ／＼な助言をするというような方法をとつて参りたいと、かように考えております。

○松永義雄君 もう一点、斡旋委員の選任方法ですが、県知事というものがどうも偏しているのです。すべて斡旋委員を任命する場合に……、一口に言へば、消費者の利益のための人を斡旋委員に任命する方針に持つて行かなければならない。ところが県知事が任命する場合に、とんでもない人が委員になつて例がしばしばあるのです。この斡旋委員に生産者代表も出ていることは勿論でしょう、それからここに公益委員と書いてありますが、第三者委員ですね。この選任方が両当事者に公平に選ばれていないのではないですか。第三者委員が……、これは川俣委員に特に聞きたいのですけれども、両方から利害関係者の代表者を出して、その中に第三者を入れる、その第三者が公平な人ならいいですけれども、公平に選ばれたといふことならいいですけれども、そうでないと、まさか多数決で推すわけでもないでしょうけれども、とにかく不公平な例がしばしばありますから、その点についてどうお考えですか。

○衆議院議員(川俣清吉君) これはよく十八条を御覧願いますと、その趣旨が入つておると思ひますが、都道府県知事が毎年以前に委嘱した公益を代表する斡旋委員の候補者となつております。従つて委員はそのリストの中から

当事者の同意を得て指名をする、こう
いう形をとつて公平を期したいとい
う考えです。従つて公益を代表する人
は消費者の分を十分代表しておるだ
ろうと思ひます。問題は食糧問題解決
の一助になるのですから、そういう意味
で十分その意思が出ておるものと私は
考へておる。なお審議会の委員におき
ましても、学識経験者八名となつてお
りますが、この中であえて消費者代表
を二名別建にしなければ、学識経
験者といふものは公益的な立場を代表
するので、従つて消費者の分も当然代
表するものといふふうに理解して、学
識経験者八名としたのもそういう意味
でございます。

○松永義雄君 今ちよつと気が付いた
のですけれども、普通の労働争議の場
合には資本家のほうが強くて賃金を払
うほうでしょう。この場合は生産者が
非常に弱い立場ですね。消費者代表と
いうと、値を下げられれば、そのしわ
寄せが若し農民のほうへ行くようなこ
とがあれば農民は迷惑するということ
です。農民の立場が弱いということ
は、労働争議の場合と違ふところがあ
りはいないかという感じがする。だか
ら公益代表といふ人が農民に理解のな
い人で、仮に消費者としての自分の立
場だけから考へるような人だと、農民
が弱い立場にあるだけに、それだけ利
益を受けることが少いのじゃないかと
いう心配が生ずるのですが、それは無
理かどうかということですね。

○衆議院議員(川俣清音君) 御尤もだ
と思ふのです。そこで消費者代表とい
うものを審議会においても別建にしな
かつたし、或いは幹旋委員の中にも消
費者代表的なものをあえて加えない

で、むしろ公益的な代表ということ
で、消費者といふ面も含んでいる代り
に、全体の公益的な色彩を持つた人々
といふふうに理解して頂ければいいの
じゃないか、むしろ消費者といふよう
なことで、生産者を圧迫しては困る
という考へ方です。同時にこの酪農問
題につきましても、一つの別な考へ方
がある人もあるようです。例えば豊富
にして低廉な牛乳を配給させて、食糧問
題解決の一助にもしたいという考へ方
がありますけれども、酪農振興法とい
うからには、農業の健全経営という意
味から酪農振興は取上げられたので、
消費者の立場をとることよりも、むしろ
生産者を保護したいという立場をこ
の立法はとつておりますので、消費者
的な色彩を削除いたしておるわけで
す。ただ、それではこの乳価の問題の
ときでも生産者のことは考へてい
いかというところ、食糧問題の解決とい
うことになると中間経費は極力圧縮しな
ければならないというところから、中
間業者の存在は許さないという意味に
改正いたしました。そこで今度消費者
と生産者との関係を幹旋する、こうい
うことになると思ふのです。それだけ
申上げておきます。

○松永義雄君 実際問題として、従来
委員の選び方その他を府県知事が若し
少しも関与する場合に、とかく弱
いものは損をするような、代弁者とし
て出る人に弱いほうの味方をするよう
な人が出ておらないという傾向がある
から、文章の形だけ読めば公平に行く
のではないかということにはなります
けれども、実際問題として、弱いほう
へ利益のある人が出て来ないという虞
れがあるということを申上げて、質問

は終りたいと思ひます。
○衆議院議員(川俣清音君) 答ええ
たしますけれども、この懸念を衆議院
の農林委員会が持たないわけではござ
いません。併しながら、知事は消費
の知事ではなく、生産者の知事として
は大体農民の方向に好意を寄せざるを得
ないのではないかと。但し中に悪徳な知
事がある、乳業資本家に迷わされな
いこともないけれども、現在の公選の
知事から言つて、やはり生産農民のた
めを思ふほうが多いであらうことも期
待されるし、又生産団体が農業協同組
合といふような組織を以て対抗すべ
し、或る程度対抗できるのじやない
か。そこで個々に対抗しないで、出荷
組合的な考へ方を以て団体的な行動を
とらせるようにしようという考へであ
ります。

○松永義雄君 川俣さんがおつしやつ
たから、反駁しては悪いけれども……
○衆議院議員(川俣清音君) その懸念
なしとはしません。
○松永義雄君 公選知事だから、その
土地の人を守ると一応考へられるので
すが、爾のような例を見ると、必ずし
もそうではないのですから、どうかそ
の点はさうに一つ御留意願いたい。
○委員長(片柳真吉君) 川俣さんは向
うのほうに用事があるようですから、
川俣委員に質問がありましたら……
○北勝太郎君 十八条の三項が削られ
ておるのでありますが、幹旋委員に要
する費用は削つてしまつた。これは一
休どこから出る見込みなのでありま
すか。或いは府県から出すのである
か、或いは政府が出すのであるか。
○政府委員(大坪藤市君) 第三項を削
除いたしました結果、これは都道府県

の負担となるといふふうに考へられま
す。当初におきましては、これは当事
者に負担して頂くといふふうに考へて
おりましたが、当事者に負担させると
いうことは、多くの場合、紛争につ
いて調停を申出るのは生産者側の場合が
多からうといふようなわけで、生産者
に不当な経済的な負担を加へること
のないようにという趣旨で、その点は衆
議院で削除に相成りましたので、当然
これは都道府県の事務でありますの
で、都道府県が負担することになる、
かように考へます。

○北勝太郎君 それは、都道府県に負
担をさせるように政府から命令でもす
るのですか。
○政府委員(大坪藤市君) これはこの
事務の性質として、都道府県の事務で
ありますので、当然都道府県がこれを
負担する、こういう恰好になります。
都道府県だけに経費を負担させるとい
うことにつきましても、長くそれを放
任しておくわけにも参らないと思ひま
すので、これらの点につきましては、
予算等の場合に、政府といたしまして
も今後考へすべきものじやないかと考
へます。

○北勝太郎君 逆戻りになります、
第三条の二項のうちの三号に、「生乳
の生産者の共同集乳組織の整備」とい
う、これは生産者は生乳の共同集乳を
する費用を当然賄ふなければならぬ
といふことを法律で明示してあるよう
に思ふのであります。そういう意味で
あります。

○政府委員(大坪藤市君) これは第三
条の第二項の第三の「集乳事業」とあ
りますのを「共同集乳組織」といふ
うに御修正に相成つたのであります

か、原案といたしまして、「集乳事業」
と、こういう表示をいたしておりました
が、集乳事業といふものは、何か農
業協同組合で特別な営利的な事業をや
つてゐるというふうにとられては困る
というふうな一つの考へ方から、いわ
ゆる事業といふところは全面的に削除
いたしましたのであります。生産者の行
いますのは飽くまで共同販売であり、共
同出荷であつて、生産者がみずから出
荷しますのを共同的に処理する、こう
いふような観点から事業といふのを削
除いたします関係上、言葉の上におき
まして、共同集乳組織といふような言
葉に表現を委えた、こういうことであ
ります。

○北勝太郎君 当然共同集乳の費用は
生産者が負担しなければならぬとい
うことを明示されておるよに思ひ
ます。わざ／＼こんな事項がなければ
今までの商習慣で行つたのに、こうい
う事項を附いたものだから、そこで集
乳費は当然生産者が負担せねばならぬ
といふことになる。即ち集乳上の経
費、人件費その他のものはすべて生
産者が負担しなければならぬ。

○政府委員(大坪藤市君) この点はい
わゆる集約酪農地域におきます集乳
関係の計画事項でありまして、どうい
うような計画の下に集乳をやつて行く
かという計画上の問題であるのであり
ます。従ひまして、その経費の負担と
いうことになりまると、各地方によ
つて違ふと思ふのであります。これ
はおのづから別じやないか、かように
考へるわけでありまして、勿論生産者が
自分の集荷の道具便をいまして集荷す
る場合或いは工場等からトラック等が
参りまして集荷して参ります場合、お

のおその作業の点においては形勢があると思うのでありまして、その場合にどういふような費用の負担になるかというふうなことにつきましては、いわゆる集乳計画を立てます場合に綿密に計画を立てて行く、従つて従来からの慣習であり、而もそれが合理的であるということでありまして、必ずしも急に變更する必要もないのじやなからうか。特に北海道等におきましては、おおむね集乳につきましては農業協同組合において行なつておられるというふうな事情もあるものでありまして、その経費の負担関係等につきましては、おのずから別問題ではないか、かように考へております。

○北勝太郎君 それでは大農局長のお話が違うのでありまして、北海道ではいわゆる生産者の団体である雪印或いはクロバーという会社が全部プールでやつておる。而も今まで牛乳代が四十円ぐらいのときに集乳費を二割以上の九円を平均プールで価格が引かれておる。こういう大きな金が今度は農民の直接の負担だということになるのでは非常に困るのではないか。第一条の目的に、実は広い範囲における酪農の振興がこの法律の目標だということになつておる。そうしますと、広い範囲における酪農の振興という意味であると、これを北海道とすれば、北海道の全道の、酪農だけではない、最後にありますように農業経営の安定をするという項目と矛盾する。非常に不便なところは今度は酪農の生産ができない。或いは又新しく開発する場所ができませんでしたときに、そういう場所には僅かな牛乳では、どうしても本人みずからが牛乳の処理工場まで持つて行かな

ければならない。それではとても牛を飼うことはできないということになる。即ち農業経営全体の安定を図るということと、牛乳だけを生産すればいいという考え方とここに非常に矛盾が出て来る。この集乳費の問題につきましては、それを全道でプールで引受ければそういうところまで行くけれども、それが一地方だけに限られると、不便な所、牛乳が少い一石以下の所は酪農が成り立たない。北海道のような新開地におきましてはこれは重大な問題です。こういう所に営利業者のほうが大分割込んで来るのは必定なのである。生産者の団体のほうでは全道の農業の発達ということが主であるけれども、一方酪農業者は自分だけ儲ければいいのであるからして、そこで工場の附近だけには高い値を出す。こういう行き方をされるために全道の農業が振興しないということになる、この項目は実は大事な問題だと思ひます、北海道の現状から見て……、それをどう考へられるのかというのです。

○衆議院議員(川俣清吉君) 私ども衆議院では、北さんの御意見とは大分變つた見解を持つておるのであります。それは中間的な集乳業者というものの存在が必要であるかどうか、又集乳業者という専門業者があることが、却つて乳価を割安にするような結果になりはしないかというのを非常に恐れておるのであります。そこで専門的な集乳業者があるほうが、集乳業が簡素に割安に行くというお考えを北さんはお持ちのようですが、私もそれはそうではない、むしろそういうことによつて個々に農民から取引されますという危険、乳価を割安に押付けられるという危険

のほうが大きい。それよりも共同組織によつて出荷するほうが、むしろ出荷費用はかかりまして、乳価を高位に維持できるという考え方で、専門的な集乳業者の排除をむしろ考へておるのでございます。そこで最初の案は集乳事業という表現で、集乳業を行うことができるというのを表現しておつたのであります。修正案のように共同組織によるというふうには修正をいたしたのでございます。共同集乳組織と、こういうふうにして、酪農組合又は農業協同組合がまとまつて、場所は違つてありましようが、売る場合には共同して売るので、個々には契約しないのだというのを表現して乳価の維持に努める、こういうふうには考へたのであります。或いは北海道のような特殊な所は、北さんの御説明のようなことがあるかも知れませんが、日本全体から見て行くと、このほうが乳価を堅持する上から必要であらう、こういう考へですから、どうぞ御了承を願ひたいと思ひます。

○北勝太郎君 今のお考えは、実は我がの地方から言つて大變お話が違つたのです。別に集乳業者がおるわけではないのです。即ち製造事業の一工程として、牛乳を集めておるのであります。一つの集乳業者ができた場合にはその言い得るけれども、実は工場自身が自分の工場の牛乳が或る程度なれば、非常にコストが高いものになる。そこで広い範囲で集めて来なければならぬというので、そのことが製造工程の一過程であつて、製造業者がみずから集乳して来る、こういうことです。

○衆議院議員(川俣清吉君) みずからやられる場合、何と言いますか、処理工場が集乳業を兼ねる場合におきましては、そのときはやはりそれだけの経費というものを乳価に見込んでおるから、乳価をこのくらいにしなければならぬということ、これは生産者が負担するのと、或いは処理業者が負担するのと、どちらが割安に付くかという問題だと思ふのです。或る場合には処理業者が安く付くというときには、出荷組合としてそれに委託することでもできると思ひますが、本来は出荷組合と言いますか、生産者団体が出荷権を持つことを本職として、若し処理業者が割安になつた場合には委託してもいいじやないか、むしろ出荷権を持つという考え方のことです。共同で出荷権を持つ、個々の取引は押える、こういう考え方で出ていますから、若しもあなたが、時には出荷団体が集乳方式を処理工場に任せるといふのも、個々が任せるのじやなくて、出荷団体が、生産団体が、酪農団体がそのほうがいいときめて任せることも決して不可能じやないと思ひます。可能ならしめておる。ただここに、甲は私は処理工場と結ぶ、乙は出荷団体にすると、こういうことを阻止しよう。やはり団体としてやろうと、こういう考え方です。

○北勝太郎君 今のは実は広い範囲における生産者の少い、乳牛の少いところをどうして開発するかということ、を、農民全体の責任でやろうという工合になつておる問題なんです。そこで集乳費というものを別にされると、生産者の非常に少いところでは経済上引合はれないことになるわけです。そこで酪農は振舞ないということになる。従つてその地方々々の農業の合理的経営ができなくなる。即ち農業の改良或いは合理的経営ということが主体であるか、それから牛乳を集めるということだけが主体であるか、これだけの違いになつて来る、そこで第一条にはそういう工合に農業経営の安定に資するということを書いてありますから、従つてそういう仕事は社会にやらしていいものじやないかという工合に考へます。そうしなければ小さい地帯は、乳牛の少い地帯はもう衰微してしまふ、従つて農業改良も衰微してしまふ、こういうふうな思ふのです。

○政府委員(大坪藤市君) 只今の点は北海道におきます事情をいまして、これは或いは北委員のほうから私よりもより詳しいかも知れませんが、実は北海道におきましても、いろ／＼雪印なり、或いは北海道バターなりと農業協同組合連合会と申しますか、北酪連が、或いは単位組合が団体契約を結んだような実態は恰好になつておりまして、そしてその事業を雪印なり、北海道バターがやつておるというふうな恰好じやないかと思ふのであります。いわゆる北海道の場合におきまして、すでに北海道においては生産者団体が集乳権を申しますか、集乳の事業はやつておるという法律上の形式になつておりまして、それを雪印で代行しているという形になるのじやないかと思ふわけなんです。この形がすつかり、北海道にはもうすでにこの形ができ上つておると申上げたほうがいいんじゃないかと思ふほどでありまして、これを北海道でやつておられるようなことを、逆に持つて行こうというふう

な考え方ではないに、この考え方自体は経費の負担区分とか、いろいろ問題があります。共同で販売をするという行為自体は生産団体で持つという行為は、勿論それを会社が代行するとか、或いはプールでやります場合に、個人の負担関係はどうするかという問題は、これはおのずから別問題でございませう。つまり農業協同組合で取りまわす、集荷をするという場合に遠距離のものも近距離のものも同じような単位当りのもの、つまり工場渡し価格を一律にいたしまして、それを農業協同組合で集荷する。それを会社のほうが代行するという形になりますと、経費の場合には、そういう形をとりまわす、遠い生産者のはうも近い生産者のはうも、集荷費はプールでやるといふことになりまうから、同じことになるわけですね。そういうようなことは、団体契約の内容をいたしまして、協同組合でまわしてやろう。併しそのやる事業自体を会社のトラックを以てやろうと何しよう、それは飽くまで代行関係でありまして、生産者にどういふ負担を負わせるという問題と、おのずからこれは別じやないか、かように考えておるのであります。

○北勝太郎君 大蔵省が食糧の、北海道の雪印或いはクロールバーは、生産者の会社なので、総会等において大いに問題になるのはこの点です。これは一年も前の話ですが、全道プールのために牛乳代の二割も集乳費がかかっている。こういう状況です。会社の附近の人は、そう高いものを負担したくないから、是非一つ、これは今あなたの方の言われるような方法に行つてもいいというのでありますけれども、集まつて来る全道の生産者の地帯は、三分の二ぐらいまでが牛乳の生産量が少なくて一石か、二石しか集乳がない。こういう地帯においては是非プールにしてみたい。一方、会社の近くに近いうところは、プールの少いところの人間の数が多いため、いつも工場地帯の酪農家は非常に不満を持つておる。従つて第一条に、農業経営の合理化ということに重きを置いておるか、或いは酪農だけがうまく送達すればいいということに重きを置いておるかというところで、これは非常に両方の間に意見の相違がある。従つてこの集乳費では集乳の組織でやれというところになりますと、そういう牛乳の少い地帯におきましては、これは非常に送達を妨げることになるわけじやないか。この送達を妨げることは、結局において、その工場に集まる牛乳が少いということになるので、いろいろなことをみんな計算しますと、やはり小さいところは助けて行かなければならないというところになって、今のところプールになっておる。こういう関係が、実は今度の営利業者の工場と、生産者の工場との間に大きな価値開き等が起る因になつておる。そこでまあ北海道農業確立のために是非一つこうやうしたい。やらせて行かなければならぬ。これが堅持して来た方針なんです。これが崩れてしまふ、そういう意見です。○上林忠次君 大体おわかりなつたと思ひますが、そういうような区域の選

択のしよう、契約のしようによつて、或る会社は損だ。大きな不利益な地域が入つたために、それをプールするというところで原料費が高くなるというようないふことは、これは競争がフェアに行かないというところがある。それで、そういう辺鄙な地域で、誰も適切な価格で買手がいないという地域がまゝつてありますならば、農林省はそういう地域に対しては最低のフロア・プライスを作つて、この地域は誰も買手がいない、それなら集まつたところへ何か政府で施設をしてやつて、その乳はここで処理せよと、その処理の施設に対してはこれだけの助成をしてやるといふようなことも考えなくては、競争というものはフェアでないじやないか、今のようないふ協同組合だけが不利益をこううわつておる、これは北海道の酪農業者のために、そういう辺鄙な運賃のかかる地域まで含んでいふということに競争はフェアじやないじやないか、そういうような地域は特に政府の助成が要る、そして特殊な施設をしてやるといふところまで行かないと、中途半端な、今の統制でもないような時代のやり方としてはむづかしいのじやないか、そういうことはできませんか。

○衆議院議員(川俣清音君) お答え申し上げます。一条の点は、広く有畜農家、特に酪農農家全体のことを考慮して目的を明らかにしています。それから今御指摘の三条は、集約酪農指定地域の中の問題であつて、広汎な問題は一条のほうの問題、北さんの今指摘された集約酪農のほうの問題は、第三条の集約酪農指定地域の指定というところにある問題であります。即ち農林大臣はその区域内の農業の発達を図るため

に、酪農を振興することを必要と認めため、一定の地域を管轄する都道府県知事の申請に基づき集約酪農地域を指定することが出来る。集約酪農地域を指定した中における計画を出しておるわけで、広汎なものじやないわけです。一定区域内です。

○北勝太郎君 北海道は酪農でなければ生きて行けないところなんです。これは府県においても高地とか、山のところ、そういうところにおきましては、やはり同じだと思ひます。そういう地帯の農業を発達させなければならぬという目的のために、酪農は北海道農業の欠くべからざるものとして役立たせるためにやられておる。そこで北海道は実際全部集約酪農地帯に指定するべき、又指定するのが当り前の場所なんです。これは府県の水田地帯の農業とは全く違ふ。そういう意味でこれは必ず集約酪農地帯に全部指定すべきなんです。そして開拓地等において農業をどん／＼改良し、又家畜を入れることによつて、家畜で食わしてもらうということにならなければならぬと思ひます。そういう地帯の農業問題の解決は、実はこの酪農というものの対して負わされた北海道の大きな使命なんです。

○衆議院議員(川俣清音君) 北さん、そういう広汎なことについて本法が十分措置していないことは私も認めなければならぬというところで、一条にその目的を明らかにした。そこで三条は、北海道の或る特定地域の指定についての規定でありますから、その地域の指定地内における計画を示しておる条文の中に、三項一、二とあるわけ

すから、北さんの言われるのは一条の解釈から、修正から言つて、そういうものまで見なやならんじやないかという説についてはその通りで、ただ三条の四項の二としては、特定面積の地域、こうなると、御理解願ひたいのです。

○河野謙三君 畜産局長に二、三疑点を伺ひたいのであります。私はこの間から申上げておる通りに、手許に酪農振興法というものが来ましたが、現在まで終戦後あなたたちの御努力によつて、こゝまで積上げて来たところの全国の酪農の後退というものを防ぐというところのところが、将来を考えるとより大事ではないかということをお私に申上げておるのです。その中で、例えば現在の例は一体どうなつておるか、又家畜導入の計画を立てておられるけれども、これも希望多くしてなかなか要求を満たせない。それから畜舎、サイロ、老廃牛の差替え、こういうものについても農民の希望に対してなかなか／＼応えられないでしよう。あなたたちは毎年予算の獲得や何かに非常に焦つておられるが、なか／＼思うように予算もとれないらしい。現在までにきまつておるところの酪農振興についていろいろの施策そのものについて、先のことを考えるよりも、自分の頭のはえを追うことが先きじやないか、こういうことを私は基本的に申上げておるのです。併しそれはそれとして、具体的にこの法案について伺ひたいのは、従来の一般地域の家畜導入、これは二十九年度は乳牛の場合には幾らを予定

されておりますか。

○政府委員(大坪謙市君) 大体有畜農家創設特別措置法によります資金枠が二十二億計上されておりました、従つてその半数近くを乳牛の導入に持つて参りたい、かように大体考えておりますので、一万九千頭ぐらいの見当になるのではなからうか、かように考えております。

○河野謙三君　一万九千頭としますと、今度この法律によつて集約酪農地帯が指定されますね、これは一遍にはできないでしょうけれども、一応この考え方は五十カ所で一カ所三百頭ですね、そうすると、集約酪農地帯だけに一万五千頭の牛が入るでしょう。すると他の一般地区には四千頭しかないことになる。一万九千頭の割当さえも全国的な乳牛の各府県の要求から見れば、三分の一か、二分の一でしょう。そうすれば一般地区から乳牛の頭数についての要求が非常に強いときに、一方において集約酪農地帯を指定して、それに一カ所三百頭の牛をやると、こういうことで一体どうなるでしょうか。

○政府委員(大坪藤市君) ジャージ
を導入いたしまする集約酪農地域につ
きましては、一カ所一年三百頭ぐらい
ずつ二カ年という構想でおりますが、
ホルスタイン地区の家畜導入につきま
しては、その地域の酪農の事情により
まして、全部が全部毎年三百頭ずつ導
入するというふうには考えておりませ
ん。私どもといたしまして、できるだ
け速かに最終目標であります五千頭近
くの線になるように導入を速んで参り
たいと思いますが、勿論これにつきま
しては、内地の乳牛資源等の問題もあ

りますし、資金枠の問題もありますし、又すでに乳牛が相当現におるといふ地帯もありますし、又それが稀薄であるという地帯もありますので、それらの点につきましては、その地方の事情によりまして、できるだけ多数の乳牛を導入したいと思っておりますが、必ずしも一遍に一地区について三百頭ずつ導入して行くというわけには参らないかと思ひます。

○河野謙三君　そうしますと、五十カ所のうち、ホルスタイン植を主としてやる所は何カ所ぐらいですか。

○政府委員(大坪藤市君) 五十カ所に
つきましても、これは地域別に個々の
地域が決定いたしましたということ、ど
の地域をジャージにし、どの地域をホ
ルスタインにするかという点につきま
しても……、我々としたしましては五
十カ所程度を集約的農地域に指定した

ております。

○河野謙三君　いろ／＼おつしやいますけれども、とにかく政府がかねて計画を立てられました無畜農家解消の年次計画によりまして、二十九年度に飯に一万九千頭いた、昨年は一万六千頭くらい、本年が飯に一万九千頭にしても、あの計画通りの数字ではありません。そういうふうなことになるておるにかかわらず、一方において集約酪農地帯を作つて、一万五千頭とは行かこれに三千頭なないまでも、とにかくこれに三千頭なればならないでしょう。そうするのと、かねての政府の計画と今度の酪農振興法によるところの集約酪農地帯の計画と全くこれは矛盾するじやないですか。それとも最初に我々に約束しましたところの無畜農家の解消という計画は放棄されたのですか。

○政府委員(大坪藤市君) 昨年の有畜農家創設によります乳牛の導入構想でありますが、これは大体集計いたしますというところ、一万八千頭近くになるのじやないかと、かように考えております。乳牛に對します希望が各地區とも多いのでありまして、乳牛の導入割合は他の家畜に比へまして増加いたしておられますので、さような恰好に相成つております。二十九年年度におきましては、大体一万九千頭にいたしたい。さように考えておる次第であります。すでに一昨年来、有畜農家創設による家畜導入につきましても、各地方ごとにおのずから酪農の適地というものがありますので、その地域にできるだけたくさん乳牛を導入するといふ趣旨で参つておるのであります。又そのうちで、更に最も適した地域を指定

するといふような恰好に相成つて参ると思ふのであります。すでに現在の導入におきましても、いわゆる酪農の適地といふものを一應大きく選定いたしまして、その地域に導入をいたしておる、こういうような事情に相成つておりまして、更にその点をもう少し具体的に細かくやつて行くと、どういふような恰好に相成つて参るかと思ふの

であります。集約酪農地域に指定いたしました地域につきましては、勿論有畜農家創設の精神によりまして、その精神に副つてやつて行く、従来におきましても、各酪農地域ごとに有畜農家創設のための乳牛を導入をして行く、こういうようなことで進んでおりますので、その点を更にもう少し具体的に有畜農家創設の線に沿うて、その線を織り込んで一緒になつてやつて参りたなと思ふ次第であります。

に一万五千頭を入れる。これとは別群で一般地帯のやつは相麥らず一万九千頭を置くと、こういうふうになるのです。そうすると、牛が不足して牛の値段が膨張すると、こういうことになるのでしよう。どうしても私は従求のあなたたちが考えておられましたことと、今度のことと非常にそこに矛盾があると思うのですが、どうですか。

○政府委員(大坪藤市君) 有畜農家創設の場合におきましては、二十二億の予算を以ちまして、牛、馬、和牛、乳牛、緋羊と、こういうふうな種類の動物を導入することになって計画を立てておるのであります。その場合におきまする乳牛による有畜農家創設につきましては、すでに酪農適地に乳牛を導入する、こういう大体の構想の下に計画を立てておるのであります。酪農適地じやないところの有畜農家創設

につきましては、できるだけこれは、勿論全部一律にそういうふうにやるというわけにも各地の事情によりまして参らんのので、二割程度のものにつきましては、各地の地方の実情に副うように措置はいたしてありまするが、原則にいたしまして、乳牛につきましては酪農の適地に有畜農家創設の場合におきましても導入して参ると、こういうような形をすでにとつてゐるわけでありまして、この場合の酪農振興法による集約酪農地域につきましては、更にそれを細かく具体的に持つて行くといふような恰好に相成つて参るのであります、決してその点について矛盾は生じない、かように考えておるわけであります。

○河野諒三君 私は酪農の不適地に何でもかんでも農家が希望するからとい

すから、先ほどの牛の問題と同様に酪農振興の資金の面でも、二兎を追つて両方とも中途半端になるのじやないか、こういうことを私は懸念しておるので、これはいすれよく私の考え方をもう少し具体的にまとめて御質問したいと思いますが、更にその次にちよつと伺いたいの、昨日も江田さんから、この振興法は河野が言うには乳業振興法だと、こういうことを言つておると言われましたが、確かに私はそう、という臭みを感じておる。というのは私は委員長にこの際お願いいたします

が、早急に中央金庫と北海道の雪印、名前は北海道乳業と言いますが、あの会社との関係を少し聞きたいと思ひますから、中央金庫を参考人に呼んで頂きたいと思ひます。今手許にもらひましたこれによりまして、資本金以上のものを中央金庫だけで貸付してあるわけです。而もこの資本は北先生の御説明にもありました、成るほど株主は生産者が過半数でありますけれども、それにしてもこれは一般株主というものは二割五分ぐらい入つておる。中央金庫から見ればこれは貸付です。純然たる貸付です。中央金庫の貸付についても私は疑いを持つておる、同時に私は一般の株主であらうが何であらうが、北海道の雪印というのは天下公知の事実であつて、これは生産者の会社だといふことはわかつておる。それを揚足を取らうとは思ひやないけれども、この会社を救ふことと北海道の農民を救ふことと一致しなければいけません。この会社を救ふことによつて北海道の農民が犠牲になることはできません。私はそれを考えるから、この際これは救ひたい会社です。けれども救つて救えないものならば、この際一刀両断に出直すことが私は必要だと思ひます。北海道の農民がこれによつて救われるといふことになるその見極めが、私は北海道の人間でありませんから、不幸にして付かない。いづれにしても、この会社は非常に不良の会社であるといふことは間違ひない。私の聞くとところによると、販売の売掛代金だけでも不良貸付が五億を超えておる。曾つては内務官僚の、今建設大臣をしてはいる戸塚さんや何か集まつて、販売会社を作つてその会社が潰れた。

今度黒澤さんの何とかという親戚の人が、神田で草野商店とかいう代理店をやつておるが、これが参る一手手前だといふ。その他営業上非常にふしだらなことが重なつておる、私が調べたところでは……、こういうことは雪印の不幸であつて、同時に北海道の酪農民の不幸であります。だから雪印を救ふことが同時に北海道の農民を救ふことであるならばいいが、併しものは深みに入るといふことがある。そういう意味合で、今度法律によつておる乳業集荷業者の指定の問題があります。これは成るほど酪農指定地域に、例へば雪印の会社がある、そこで新しい会社は許可しない、こういうことによつて雪印なら雪印といふものは救われるかも知れませんが、それをするにやうなものは一致しない。今日まで酪農が盛んになつたのは、一つは生産に對して非常に需要が多かつた、処理機關が非常に能力が多かつたといふところで、娘一人に婿八人という形で、久し振りに酪農が売手市場に廻つたといふことが非常に大きな酪農振興の基礎になつておる。社会主義の機構なら別でありますけれども、今の資本主義の機構において、ものを平面的に考へて、生産量と加工能力といふものは常にマッチしなければならぬといふことを考えることは、農家のためにとんでもない不幸であります。常に処理能力がオーバーしてゐるところに、農民から見れば売手市場であつて、そこに乳価の引上げもできるし、いろいろの取引の条件も付くわけです。そういう点からいまして、目下のところ第三節の乳業の認可、許可の点につき

ましては、非常に農民の立場において私は疑いを持つておる。そういう点においてお考えになつたことがありませんか。

○政府委員(大坪藤市君) 第三節におきまして、集約酪農地域につきましては地方長官の承認を求め、こういうような恰好に相成つておりますが、その趣旨をいたしますのは、飽くまで不合理なる乳業といふものが盡くたしまして、その結果非常に健全なる乳業経営になり、それがコスト高の原因になり、同時に共倒れというやうな現象になりまして、延いては酪農民に決定的なる影響を与えたといふやうな例が過去におきましても再々に見つて行かれたやうな現象があるのであります。この点を何とかして是正したい、少くとも集約酪農地域につきましても、そういう不合理な状態が濫立することは防止いたしまして、合理的な経営といふものがやつて行けるやうにいたしたいといふやうな趣旨から、こういうやうな条件を設けることにいたしたいと思ひます。或いは特定の会社なりを擁護するとかいふ考へ方は毛頭ないのであります。ただ、そのやり方によりますといふと、お説のように反射的な作用をいたしまして、独占的な弊害といふものも考えられますので、これらの点につきましては、行政当局をいたしましてはよく一考して行かなければならぬ、かやうに考へるのであります。乳業集約酪農地域におきます全体の契約の場合におきまして、酪農民は協同組合或いは当該の市町村、こういうやうな各方面の地元農民の意向を十分に取入

れて、こういうことで、ただ乳業資本なり、そういうやうなものに反射的に利益を与えさせるといふやうなことがないように是非やつてもらわなければならぬ、かやうに考へておるわけでありませう。

○河野謙三君 いや、私は畜産局長の人柄をよく知つておりますから、あなたが乳業資本を擁護しようとか、そういうふうなお考えなんといふものは毛頭ないといふことは、誠心誠意酪農民の振興について一國に考へておられることは私はもう全然疑つておりません。ただ結果において酪農民を不利益に陥れるやうなことがあつてはいかんといいことで私はいろいろお尋ねしてゐるんですが、そこで一体今加工業の施設ですか、この施設を合理的に持つて行きたいと言われますが、これは具体的にどういふことでですか。乳業の生産量と加工能力といふものはこれは常に並行して行きたい、こういうことでしようか、それが合理的という意味ですか。

○政府委員(大坪藤市君) これらの点につきましては、合理的と申しまするか、そこに相當の余裕があるといふことは当然必要じゃないかと思ひます。が、不當な施設が濫立いたしております、工場がおの／＼少量のものばかりやるといふやうな形になつて参るといふと、非常に不健全な酪農施設と相成りまして、延いてはどの施設も中途半端になりまして、負担せざるを得ないといふ事情になるのじやなからうかと思ひます。そういう形態といふものはできるだけ防止して参らなければならぬ、かやうに存するのであります。一工場当りの能力等につきま

しては、將來の問題もあるのであります。その地方の事情に應じて最終目標といふものを考慮に入れまして、どういふ状態の場合に何年後にはこういう計画になるので、このくらいの施設をする、こういうやうな合理的な計画を、大体私どももいたしましては考へておるやうな次第であります。

○河野謙三君 畜産局長、少し大事をとつて、抽象的にものを言われましても、私が伺つてゐるのは、例へば牛乳日産千石なら千石の府県があるとした場合には、その府県にあるところの加工業施設といふものは、一体千五百石ぐらい持つておるほうがいいか、二千石持つてゐるほうがいいのかという生産力と加工能力の比例といふものを、一体どういふやうにお考へになつてゐるかといふことを伺つておるわけなんです。これは質問も非常にむづかしい質問でありますけれども、この機会に私は附言いたしますが、我々農林委員といへども、ただ農民の利益だけ考へればいいといふことは考へていませんけれども、一応この際我々が牛を飼つても、農民の立場だけを考へた場合、これは工場がたくさんできることは好ましいのです。幾らできてもかまわないのです。余計できればできるほど農家は条件がよくなるのです。買手市場が強くなるのです。その結果不当な競争をして潰れるのは酪農者であつて、農家はその間において非常に条件に恵まれるわけです。そうじやありませんか。さればと言つて、今私が申し上げるのは、これは牛を飼つてゐる農民だけの立場で言うのであつて、国の大所高所から見た場合には、それにも限度があるのです、或る程度乳業の施設につい

てもチエツクをして行かなければなら
ない。これは私もわかります。併しチ
エツクをするのが必要であるからとい
つて、あまりそれを極端にやられる
と、農家は、今度は買手市場に廻つて
しまふわけだ。乳を搾つてゐる農家
というのは、私はよく田舎へ行つて言
うのだが、冷蔵庫を持たない氷屋と同
じなのです。どうにもならないので
す。冷蔵庫がなくて氷屋をやつて御覽
なさい。買手がなければ搾てるより仕
方がないでしょう。そういう非常に弱
いものなのです。それを考えましたと
きに、これは酪農の処理、乳業、この
事業の認可を許可するというというこ
とは簡単にやつてはいかんことです。
それを非常に割切つて第三節に書いて
おるのだが、こんな農家が迷惑をする
ものはありません。これは先ほどより
つと私槍玉に上げましたが、この三節
は雪印のためにもいいし、森永や明治
のためにもいいのです。併し酪農民の
ためにすれば非常にこれは大きな問題
です。私はこれに非常な疑いを持つて
います。これについても少し具体的に
一つ畜産局長の御説明を頂きたいと思
います。

○政府委員(大坪藤市君) この集約酪
農地域におきます乳業につきまして
は、本法によりまして、地方長官の承
認を得るということになつております
が、この法律の規定の精神といたしま
しては、いわゆる不合理な乳業の濫立
というものを防止するという趣旨であ
るのであります。合理的な乳業の成
立は決して阻んでいないのでありま
す。従つて規定の形式におきまして
も、各号に掲げております条件を満し
ております場合においては、地方長官

は乳業の申請を阻んではならないとい
う規定の書き方をいたしておるのであ
りまして、この精神といたしますとこ
ろは、飽くまで不合理なものの濫立を
防止したい。かように御了承を願
いたいと思つております。従つて単
数制というものを我々も念頭に
置いておるのではないのでありまし
て、酪農振興計画なり、何なりにおい
て、その当該地方において複数制とい
うものが常例であるというようなこと
になりますれば、勿論合理的に複数制
で、新しく工場を施設することも結
構でありまして、併しながら、こ
れは飽くまで当該集約酪農地域におき
ます酪農協同組合、或いは個々の生
産者、或いはその地方の農業委員会、
こういうようなものの大方の意見によ
りまして、それらの地方の具体的な計
画において処理して参りたい。決して
これは単数制の独占を考へておると
か、そういうような点は頭考へてい
ないのであります。飽くまで不合理な
ものの濫立を防止したいという考え
で、条件を備へてさへおれば、阻ん
ではいかないという考え方をいたして
おるのであります。

○河野謙三君 そこで考え方はよくわ
かるのですが、合理的というものは何
か。私が受ける印象は、例えば神奈川
県なら神奈川県に一日千石の牛乳がで
きると考えた場合に、神奈川県の合理
的な加工施設というものは千石の処理
能力というふうにお考えになつてい
るのではないかと思つてゐます。そう
いうことは農民のために非常に不合理な
考え方です。同時に一方あなたのはう
では五カ年計画、十カ年計画で畜産の
増殖計画をやつておられる、どん／＼

殖えて来るのです。農民の立場からみ
れば、今日は合理的であつても明日は
不合理になる。そういう場合に考え方
はよくわかりますけれども、具体的に
合理的とは一体どういうことをあなた
は言つておるわけですか、その物指し
を示して頂きたいと思つてゐます。同時
に時間が長くなりますから私は続けて申
しますが、仮にあなたが集約酪農地帯
に、この地帯の処理能力というものは
幾らが合理的であると言つてきまし
て、それ以外の企業許可につきまして
は不許可にしたといたしましても、こ
れはナンセンスだと思つてゐます。例え
ば神奈川県一帯を集約酪農地帯に指定し
た、神奈川県に牛乳の工場を作ろうと
すると、これを許可しない、許可しな
ければ六郷の橋からこつち方に作りま
すよ。県境に箱根山のようなものがあ
れば、三島に作るというわけにもいか
んけれども、東京と神奈川の間は、神奈
川には作れないけれども六郷に作りま
すよ。逆に東京都を集約酪農地帯に指
定する、東京で作つてはいかんと言へ
ば、赤羽の橋向う、埼玉県に作りま
すよ。こういうことはナンセンスです
よ、そういう面から言つても私はこの
法律の第三節というものは、法律とし
ては権威のないものと思つてゐますが、そ
の点はどうでしょう。

○政府委員(大坪藤市君) 処理能力の
点につきましては、これは要するに相
手方と申しますか、その地域におきま
す処理工場が複数であるか、単数であ
るかという問題とも関連して参ると
思ふのであります。いわゆる処理能力
自体をいたしましては、生産量にで
きだけ見合つた、而も酪農は長期計
画でありますので、一時的な現象をと

らえての見合でなしに、長い目で見た
場合の、いわゆる酪農の振興とも見合
つた処理能力を育てるということが最
も合理的じゃないか、かように考へて
おります。

○河野謙三君 まあ私は疑問点が少し
も氷解しないのですが、このまま一応
私のお尋ねしたい点を順次お尋ねした
いと思つてゐますが、次に……

○清澤俊英君 丁度いい問題が出てお
りますので関連でちよつとお伺ひした
いが、処理工場を合理的に置くとい
うようなことを盛んに言つておられ
ますが、実際問題として、集約酪農地
帯というものができ上りました場合に
、旧来の工場でもあれば別ですが、
新しくそこへ工場ができまゝの場合に
は、それを地方農民としては成るべく
中央や若しくは定評のある乳業者、い
わゆる森永や明治あたりから入つても
らうよりは、その地方で処理して行き
たいという希望が非常に強いと思つて
います。そういう場合に資金面が一つも
考えられておりませんければ、これは
結局これだけの酪農集約地帯を作つ
て、例えばジャージーの場合を考へて
みましても、五千頭で百五十石が大体
基本になつてゐるようにならなければ
、そういう大生産地区ができて、
そこへ工場を作る場合に、その工場を
作ることに對して何ら擁護がないとし
ますならば、これはもう必然的に地方
の農業委員に聞いてみましても、農業
協同組合の幹部に聞いてみましても、
結局は資金の面でまあ或るところから
持つて来ないというふうな形になつ
て、そこへ又い／＼な魔の手が伸び
て来て、結局落着くのは明治や森永の
新設ということが、實際上の道行きか

ら結論的にそういうものができ上つて
来やせんか、こう私は考へますが、そ
ういふ点はどうなんですか。

○政府委員(大坪藤市君) 集約酪農地
域と乳業との関係であります。い
わゆる乳業自体を特別に取り出すこと
ではなしに、集約酪農地域につきま
しては、乳牛の導入からそれに伴いま
する各般の施設、特に飼料計画或いは
そういうような一連の計画というもの
を、地方の実情に即応するように農業
協同組合なり、農業委員会なり、そう
いうようなものの意見によつて具体的
に計画を立てるわけであるのでありま
す。その場合に農業計画が集約酪農地
域における一連の計画の一つとして考
へるわけでございますが、当該地方
におきまして、酪農施設というものが
ない場合において、その中央におきま
する農業協同組合等の意思によりまし
て、自分たちで酪農施設を作りたいと
いうような場合におきましては、その
施設につきましては、御承知の通りに
農林金融公庫の金を融資するというこ
とに相成つておるのであります。なお運
転資金等につきましては、協同組合系
統機関のいわゆる運転資金というもの
が考えられるのであります。自己資
金等につきましては、これは別問題であ
ります。施設資金と運転資金につ
きましては、これは十分賄ひ得るのじ
やなかろうかと、かように考へるわけ
であります。

○松永義雄君 これは東京に本店を持
つてゐるものが、随分他府県へ来て支
所というか、そういう施設を作ること
の許可を求めることができるのです
か。

○政府委員(大坪藤市君) これはこの

場合の施設の承認は、施設ごとの承認でありますので、勿論営業免許のような筋絡のものではないのでありまして、従つて施設ごとに承認をするという事になりますので、経営主体などには関係がないということに相成るだらうと思つております。従つて全国にいろ／＼な乳業施設を持つておるものにつきましたも、当該施設を当該地域につけて施設しようと思ひます場合には、その地域の地方長官の承認を得る、こういうような恰好になるのであります。

○松永義雄君 東京に大資本で経営しているものが、どん／＼施設を作つて許可をとれば、丁度大銀行が地方の資金を集めて東京へ集中すると同じように、東京の大資本がどん／＼進入して行くということを許されるという事になつておりますね、この規定では……それは禁止するわけには行かないのですか、この法文は……

○政府委員(大坪藤市君) その点は当該地域につきましての施設を新たにしようとする場合には、これは地方長官の承認を得るわけでありまして、地方長官において承認をするその前提をなします集約酪農地域におきまして酪農計画において、そういう前提を持つております場合には、そういう結果になると考えております。

○清澤俊英君 今の問題ですが、局長は施設資金並びに運転資金等ぐらゐのものは、農業中央金庫からの融資で賄えると言われるが、法案を見ると、そういうものがはつきりと義務付けられていないですが、幹旋融資をするぐらゐのもので何ら義務付けられてない。実際問題としてそういう金を借りるべ

く事実においてやつてみますと、なかなか面倒である。面倒でう／＼していううちに、どうかと言へば、そういうものが始終で上る、こういうふうな考えられる。これは一つ間違ひいますと、丁度初期の養蚕業が片倉やその他の大製糸によつて、集約的な大工場に発展はしましたが、最近ではだん／＼分割工場を造つて、地方的にこれを分割して行くことがいいというので、片倉自身がやつてゐる。こういうような線が出て来て、終いに一つの大産業が独占的な大きなものになつてしまつた場合には、地方的にあつては尻すねの大変な問題であると思ふ。初めからそういうものをちやんと考えて、農民の酪農として考えるならば、それが基本としてやはり同じ集約酪農地帯を作つて行きますにも、それらを基本にしたもの

がもつと法案の中に出て来なければならぬと思ふのですが、そういうものが少しも見えないところを見ますと、そういう点に對してはどういう考えがあるのですか。

○政府委員(大坪藤市君) 集約酪農地域におきまして各般の乳業施設なり、或いは飼料の自給なり、畜舎等の問題なりにつきまして、政府資金と申ししますと同時に、各般の資金の幹旋に努めなければならぬというふうな意味合におきまして、法文に第八条といたしましてその趣旨を規定いたしておるのであります。政府といたしましては、この法律の精神に基づきまして、できるだけそれだけの予算を獲得し、且つ資金につきましても、そういう希望が実現する場合には、そういう希望が獲得に努力をすべきものである

と、かように考えたわけでありまして。○清澤俊英君 大休百五十石の牛乳の小売値段ですが、乳業施設の一般的なものをつやるとしたら大休どのくらいかかるのですか、資本金と、これに對する収入から売上回収に對するまで相当期間がかかる、この乳業に對しまする運転資金等を考えたらくれぐらゐかかりますか。

○政府委員(大坪藤市君) 百五十石程度処理いたします合理的な施設という事になりますと、少くとも一億以上、大休二億近い金が必要のじやないかと、かように考えられるのであります。勿論これは百五十石処理するにいたしまして、連鎖式の最も進んだものを作るか、或いはそれまで至らん程度のものであるかによりまして、金額は大きく違ふと思ふのであります。が、少くとも百五十石ということになりますれば、一億程度のものは施設費として少くとも要る、標準的なものになりまして二億近いものが要るのじやないか、こういうふうな考えられるのであります。同時に、これに伴いまするいわゆる運転資金というものは、これは相当金額といたしましては多額のものになるのじやないかと思ふのであります。集約酪農地帯を設けたいという場合には、新たに工場を作るといふような場合におきましては、当初におきましては、どうしてもそれだけの乳牛は集まらんでありますから、順次そういうような最終目標に到達するまでの段階的な措置といたしまして、小規模のものを作つて行くか、かように考えるのであります。が、初めの段階におきましては、そ

ういう多額の金額を見るというふうには考えていないのであります。○清澤俊英君 歴大な資本がここに入り用になります。これは実際問題として今の情勢から見ますれば、簡単に借りてすぐ作るなどということ、幹旋をするぐらゐのことを言うておられる範囲では、私はなか／＼實際上としてはできないだらう、結局幹旋はどうかの有力工場の誘致が関の山になる、こういうふうな考えでおる。そこで一つ間違ひましたら、折角こしらえた酪農地帯というものは殆んど大会社の食い物になる、こういうふうな私は非常にその点だけは憂慮しておる。実際問題としてできるだらうか、今あります酪農工場等が、地方的な酪農工場等が中金等に行つて金を借り、県信連から金を借りる。大体貸しておりますか、貸してありませんよ、これは……森永等の大工場を持つて来るよりほかにないのであります。非常に冷遇せられておる。そういう建前の場合に、実際これをやりますかという事になりますならば、別な線がここへ出て来る、結局實際上の問題は別な線が出て来て、事實は大工場の新工場がでる、若しくはその工場を中心にして集約酪農がでる、それを助けるような一つの方式になつて来やせんかと、こう思われるのであります。が、どういふのですか、お伺いしますが、まだあとお伺いしたいけれども、明日でもゆつくり整理してお伺いすることにいたします。

○政府委員(大坪藤市君) 実際問題といたしまして、なか／＼資金等の借入ができないという関係もありますので、特に法律第八条を新らしく設

けまして、そういうことのないように一つ制度として措置をしるという立法趣旨であるのであります。今後におきましては特に集約酪農地域につきましては、そういうことのないように措置をして参りたい、かように考えておるわけでありまして。

○宮本邦彦君 話を聞いてみると、今、清澤さんの言つた集約酪農地域の単位のこと、これは農林省のほうでおつしやつておるが、そうすると、その単位の集約酪農地域の完成というものは恐らく効率的な年次でやつて行く、六年とか七年とかいう年次になつて来る、そうしますと、そういうふうな効率的な完成速度で以て集約酪農地帯というものを完成して行くことすれば、一体全国で以て今のような御計画で、実際にその集約酪農地帯が指定できるのはどのくらいなビツチで、どのくらいな箇所数が指定できて行くかという事を実は承わりたいのです。それは集約酪農地帯計画というものを一度に網をかぶせるのか、そういうような計画に基いてそれだけやつて行くのに、そこで以ておのずからそのものの範囲が限定されて行くような気がするのですが、それを実は承わつておきたい。

○政府委員(大坪藤市君) 只今の御意見であります。集約酪農地帯におきましまするいわゆる最終目標と申しますか……

○宮本邦彦君 いや、私の言ふのは最終じやないですよ、ビツチなんです。○政府委員(大坪藤市君) その最終目標に到達するためのビツチという点につきましては、これはできるだけ

けまして、そういうことのないように一つ制度として措置をしるという立法趣旨であるのであります。今後におきましては特に集約酪農地域につきましては、そういうことのないように措置をして参りたい、かように考えておるわけでありまして。

午後五時二十四分散会

昭和二十九年六月十一日印刷

昭和二十九年六月十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局